

第五次箕面市総合計画

前期基本計画（案）

2011(平成 23) 年度～2015(平成 27)年度

箕 面 市

目 次

第1章 基本計画の意義	1
第1節 計画の性格	1
第2節 計画の構成	1
第2章 基本計画の基礎条件	2
第1節 都市構造と土地利用	2
第2節 人口推計	4
第3節 財政運営の考え方	6
第3章 計画の体系と実現方策	8
第1節 計画の体系	8
第2節 計画の実現のために	10
第4章 分野別計画	12
1 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち	14
1 - (1) みんなで健康づくりを進め、信頼できる地域医療をつくります	14
1 - (2) 高齢者や障害者市民も誰もが安心して暮らせるまちをつくります	17
1 - (3) みんなで支え合って暮らしの安全を守ります	20
1 - (4) みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります	23
2 子どもも大人も育つまち	26
2 - (1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります	26
2 - (2) 子どもたちを地域ではぐくむまちづくりをめざします	29
2 - (3) 子どもたちの生きる力をはぐくむ教育を進めます	32
2 - (4) 生涯にわたって学び、学びを生かせるまちをつくります	35
3 環境共生さきがけのまち	38
3 - (1) 環境にやさしい生活を進めます	38
3 - (2) 市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります	41
3 - (3) 人と環境にやさしい交通体系を整えます	44
4 「箕面らしさ」を生かすまち	47
4 - (1) 豊かな自然環境を守ります	47
4 - (2) 住まい・まちなみ景観を大切にします	50
4 - (3) 歴史・文化を後世に伝えていきます	54
4 - (4) 新たな魅力創出によって観光・産業を活性化します	56
4 - (5) 都市の魅力を高め、誰もが住んでみたいと思うまちをつくります	59
5 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち	62
5 - (1) 地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくります	62
5 - (2) 市民活動相互の連携を強化し、公共の担い手をこれまで以上に多様化・多元化します	65
5 - (3) 行政は市民とともに無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します	68
第5章 地域別の特性と今後の施策展開	71
第1節 北部地域	71
第2節 東部地域	72
第3節 中部地域	73
第4節 西部地域	74
第5節 中央山間地域	75
用語解説	76

第1章 基本計画の意義

第1節 計画の性格

基本計画は、めざすべき将来都市像である「ひとが元気、まちが元気、やまが元気 ～ みんなでつくる「箕面のあした」～」を実現するために、基本構想で設定した、めざすまちの姿と基本方向に沿って、必要な政策・施策を総合的・体系的に示すものです。

前期基本計画期間は、基本構想の最終目標年度である2020年度(平成32年度)に到達すべき目標を定めた上で、2011年度(平成23年度)から2015年度(平成27年度)までの5年間とします。

第2節 計画の構成

基本計画は、計画の基礎条件、分野別計画、地域別の特性と今後の施策展開などで構成し、それぞれ以下の内容を示します。

基本計画の基礎条件

総合計画をより実効性のあるものにするため、その基礎となる都市構造と土地利用、計画期間内の人口動態、それに基づく財政見通しの推計を示します。

分野別計画

市民と行政が協働でまちづくりに取り組むため、まちづくりにかかわるすべての主体者の役割分担やその達成に向けての取組を示します。また、取組の進捗状況が評価できるように、計画期間内の目標値と主役度を設定します。

- (1) 現状と課題
 - (2) 基本方針
 - (3) 取組の体系
 - (4) 各主体の主な役割
 - (5) 成果指標
- 関連計画

地域別の特性と今後の施策の展開

地域の特性と現状を踏まえた施策の展開を示します。

第2章 基本計画の基礎条件

第1節 都市構造と土地利用

(1) 都市構造の基本的な考え方

本市は、みどり豊かな山間・山麓部に加えて、市街地においても河川や農地・ため池などの豊かな自然に恵まれています。

この豊かな自然と都市機能が調和した優れた居住環境の中で、人々が快適に安心して生活し、活力あるまちづくりを進めることが求められています。

そのため、これまでのまちづくりの過程で形成された都市の構造や個性を前提としながら、主要な道路（都市軸）の結節点などを都市機能が集積する拠点とし、良好な居住環境を維持する市街地ゾーン、みどりを保全・形成する環境形成帯、明治の森箕面国定公園をはじめとする近郊緑地保全区域で構成する自然保全ゾーンなど、土地利用の特性に応じたゾーニングを行い、それらのゾーンの機能を明確化しつつ、相互にその機能を引き立てるような施策を推進します。

特に、国道171号と国道423号は広域都市軸と位置づけ、これらが交差する付近は市街地ゾーンの中央部分にあたることから、本市における都市拠点とします。既にかやの中央には、商業機能が集積していますが、今後はここを拠点として鉄道の延伸やバス路線網などの公共交通の充実を図ります。

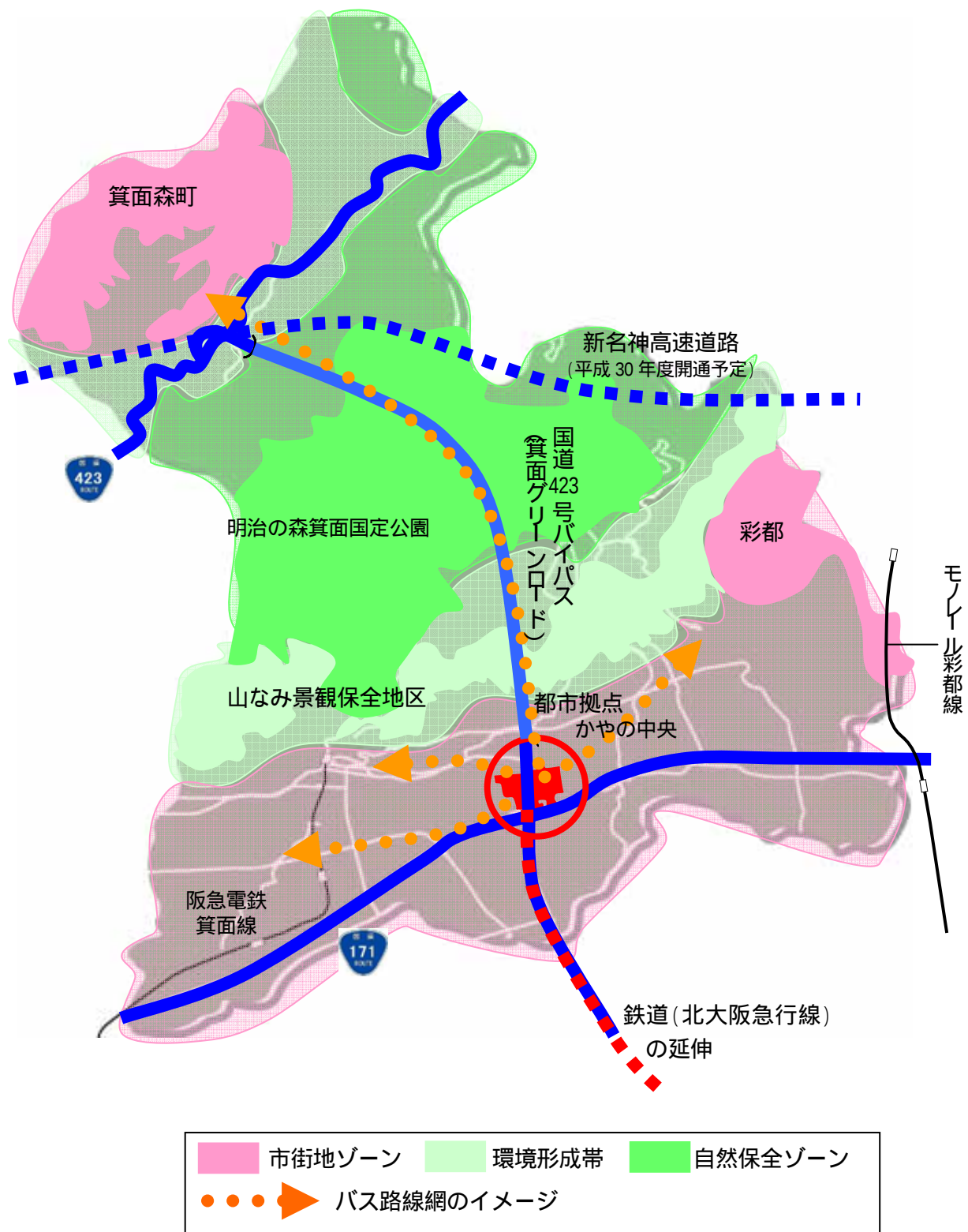
(2) 土地利用の基本的な考え方

豊かな自然と都市機能が調和した優れた環境の中で活力あるまちづくりを進めるため、前節の都市構造の基本的な考え方に基づいて、適切な土地利用を図る必要があります。

市街地ゾーンの農地やため池などのみどりの保全や良好な住宅地としての機能維持あるいは環境形成帯のみどりを保全するためには、市民・事業者の協力も不可欠です。また、自然保全ゾーンの豊かな自然環境の保全は、これが市域を超えた広域的な社会資源であることから、大阪府の総合計画や近隣市町の計画との整合にも留意する必要があります。

実際の土地利用は、都市計画マスタープランその他の個別計画に委ねますが、地域の特性を踏まえ、個人の財産権と公共の福祉とのバランスをとりながら、適切な規制と誘導を図ります。

都市構造のイメージ図



第2節 人口推計

本市が行った人口推計では、第五次箕面市総合計画の目標年度である2020年度(平成32年度)における将来人口は、おおむね13万8千人、前期基本計画の最終年度である2015年度(平成27年度)には、おおむね13万5千人になると予測しています。

今後も、少子化の進行や近年の社会動態が継続していくことを前提とした場合、既成市街地の人口は減少傾向にありますが、新市街地の整備や子育て世代などの若年層を積極的に呼び込む政策効果などによって、2022年度(平成34年度)までは人口増加が継続すると予測しています。

特に、箕面森町、彩都、小野原西地区の新市街地プロジェクトは、徐々に住宅供給が進み、新たに居住者が定着していきます。これらの地区においては、第五次箕面市総合計画期間終了後に住宅供給が終了する予定であるため、計画期間中は、世帯数及び人口が増加すると見込んでいます。

しかし、近年の経済状況の悪化から、事業者の住宅供給計画の見直しや消費者の動向などの影響を考慮し、適宜流入人口を見直すことも想定しています。

各地区別の人口は、2020年度(平成32年度)で、西部地域が52,700人、中部地域が35,300人、東部地域が44,100人、北部地域が5,500人と想定しています。その後も、彩都や小野原西地区を抱える東部地域や箕面森町を抱える北部地域については、人口増がみられるものの、2022年度(平成34年度)以降は東部地域でも減少に転じ、北部地域を除くすべての地域で人口減少が進むと想定しています。

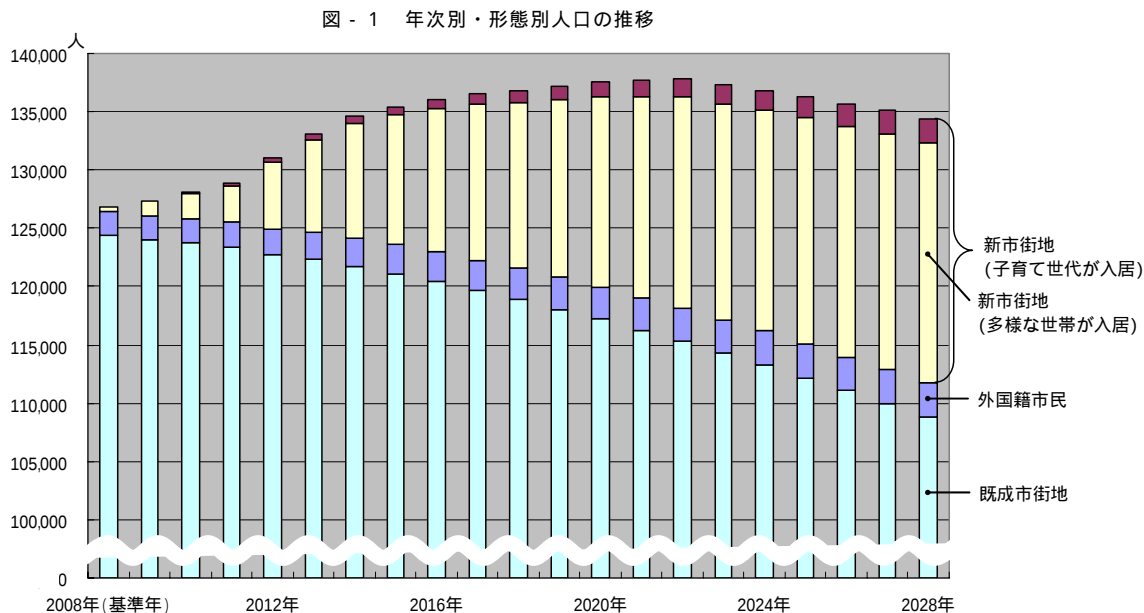


図 - 2 人口構成比率（3階層別）の推移

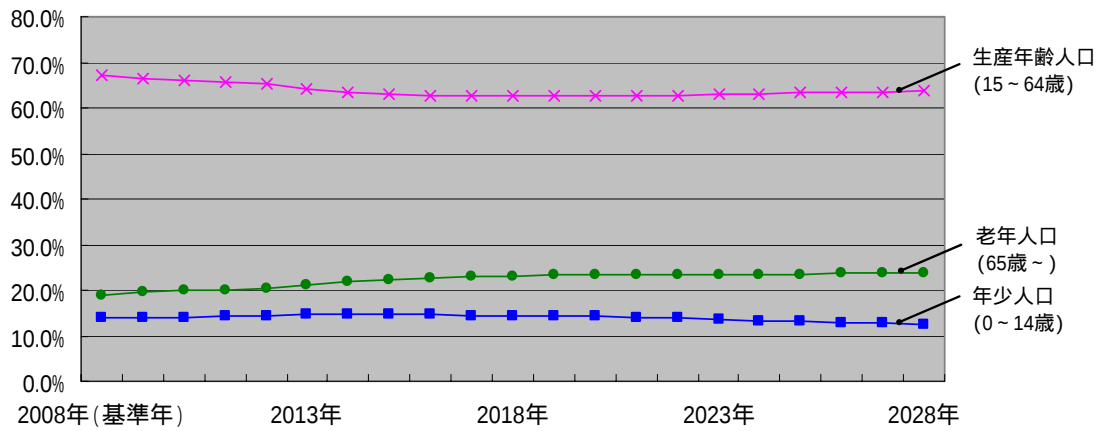
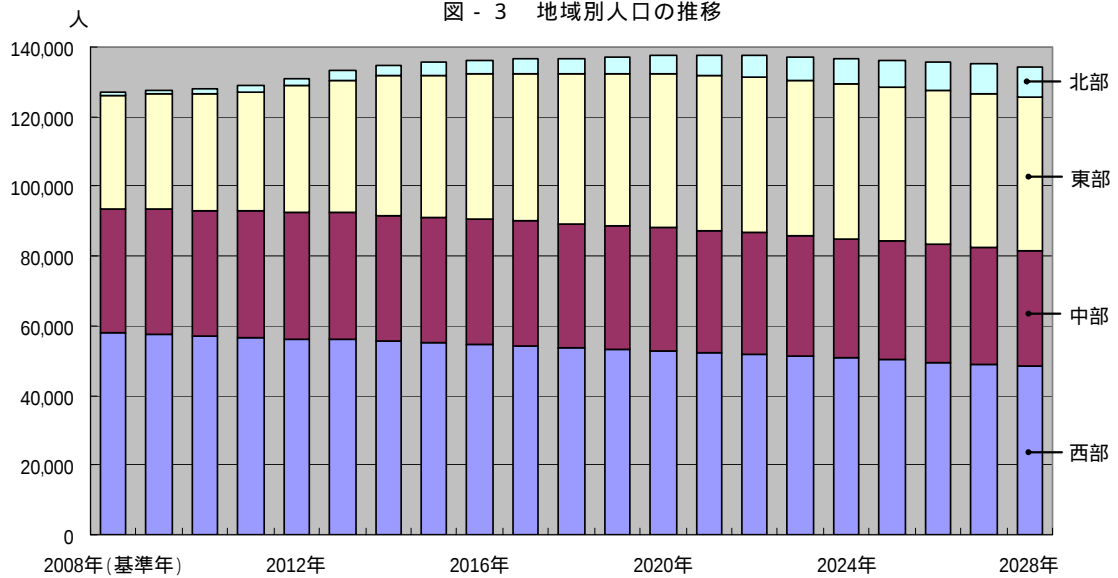


図 - 3 地域別人口の推移



第3節 財政運営の考え方

(1) 本市の財政状況

地方公共団体の財政状況は景気の低迷などの影響により、税収が大幅に減少するなど極めて厳しい状況となっています。さらに世界同時経済不況のあおりを受け、経済情勢の先行きは不透明感が増大しており、財政状況の好転は当面見込めない状況にあります。

本市においても、2007年度(平成19年度)決算において初めて経常収支比率が100%を越え、財政状況の悪化が極めて深刻化していることを裏付ける結果となりました。現在、緊急プラン(素案)などによる行財政改革に取り組んでいますが、今後、一層強固な行財政改革を進め、次代を担う子どもたちに負担を先送りしない行政運営が求められています。

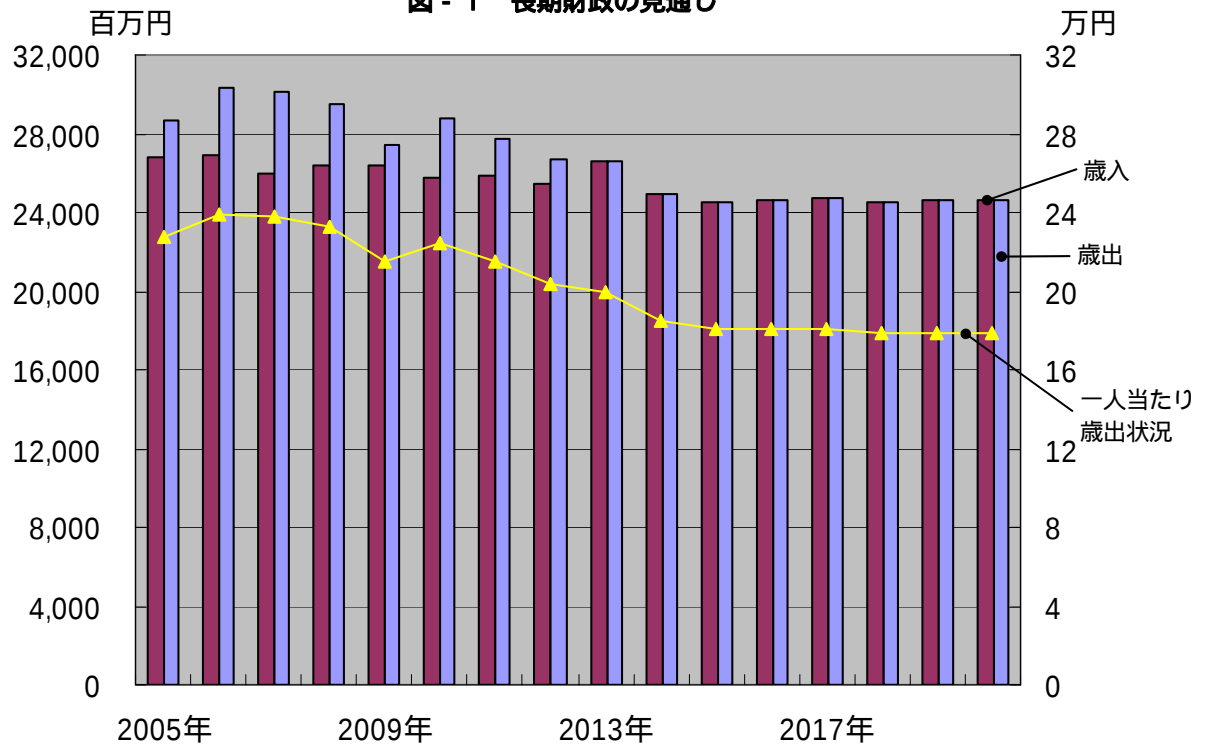
(2) 財政運営の健全化

このような状況のもと、2011年度(平成23年度)からスタートする第五次総合計画においては、昨今の経済情勢に鑑み経済成長は見込まない(経済成長率0.0%)という前提に立つとともに、将来人口を計画期間の最終年である2020年度(平成32年)の時点で概ね13万8千人とし、本市自ら用途を決めることが出来る一般会計の一般財源ベースで財政見通しを作成しました。ただし、2013年度(平成25年度)までは、緊急プラン(素案)Ver.2に基づく土地売却の臨時収入などを見込んだ数値を用いています。また、2014年度(平成26年度)以降は、歳入については、経済動向など不透明な部分も多いですが、人口推計などにより一定の推計を行いました。一方、歳出見通しを立てることは、今後の行財政改革の動向と密接に関連することもあり、極めて困難な状況です。したがって、財政運営は収支均衡すべきであるという前提に立ち、歳入の範囲で歳出を組むことを基本的な考え方とし、財政の健全化をめざします。

注) 歳入の一般財源とは、市税や地方交付税など、その用途を市の裁量で決められる財源をいう。反対に国・府補助金など用途の特定される財源を特定財源という。また、歳出の一般財源ベースとは、事業費から特定財源を除いた額をいう。

広報紙やホームページに掲載している各年度の予算や決算は、特定財源を含む一般会計の総額である。年度毎には、一般会計全体を表現する方が実態をより正確に把握できるのに対して、将来推計の場合は、不確実な要素の多い特定財源を除く方が、推移をより正確に把握できる。

図 - 1 長期財政の見通し



第3章 計画の体系と実現方策

第1節 計画の体系

● **めざすまちの姿** 将来都市像を実現するために5つのまちの姿の実現をめざします

1. 安全・安心でみんなが いきいき暮らすまち

1-(1) みんなで健康づくりを進め、 信頼できる地域医療をつくり ます

- 市民主体の健康づくりを進めます
- 信頼できる地域医療体制を確立します
- 市立病院の経営改善と質の高い医療の提供を図ります

1-(2) 高齢者や障害者市民も 誰もが安心して暮らせるまち をつくります

- 高齢者が安心して暮らせる施策を進めます
- ノーマライゼーションに基づく障害者市民施策を進めます
- 地域での支え合いを支援する仕組みをつくります

1-(3) みんなで支え合って暮らし の安全を守ります

- 地域防災力を高め災害に強いまちづくりを進めます
- 地域の防犯活動を支援し犯罪のないまちづくりを進めます
- 消防・救急体制の充実を図り消防行政を進めます
- 交通安全施策を進めます

1-(4) みんながいきいき働き、 豊かに暮らせるまちを つくります

- 地域の雇用環境を整備します
- 地域の雇用機会を増やし、就職困難者の就労を支援します
- 消費や食の安全・安心を守ります

2. 子どもも大人も育つまち

2-(1) 人と人が認め合い、受け容れ あう豊かなまちをつくります

- すべての人が、一人の人として等しく尊重され、互いに認め合う社会をめざします
- 外国人市民の人権が尊重されたコミュニティの醸成に努めます
- 男女がともにいきいきと暮らせる地域社会をめざします

2-(2) 子どもたちを地域ではぐく むまちづくりをめざします

- 子育てへの支援と子育て環境の整備を図ります
- 保育サービスの充実と多様な保育ニーズに対応します
- 子どもの居場所、活動拠点の整備・充実と自由な遊び場づくりを進めます
- 子どもの文化的・社会的活動の支援や健全育成・自立支援を進めます

2-(3) 子どもたちの生きる力を はぐくむ教育を進めます

- 一人ひとりを大切にしたいきめ細かい教育に取り組みます
- 地域ぐるみで子どもたちの教育に取り組みます
- 教育環境の整備と教職員の授業力向上などの資質向上に取り組みます

2-(4) 生涯にわたって学び、学びを 生かせるまちをつくります

- 市民が自主的な生涯学習活動を活発に行います
- 多様な生涯学習機会を充実します
- 学んだことを地域で生かします
- 生涯学習拠点の整備・連携を進めます

将来都市像

ひとが元気 まちが元気 やまが元気

～ みんなでつくる「箕面のあした」～

3. 環境共生さきがけのまち

3-(1)環境にやさしい生活を 進めます

- 省資源、省エネルギー、自然エネルギー化を進めます
- ごみの3Rを進めます

3-(2)市街地における環境を 保全し、水とみどり豊かな まちをつくります

- みどりの都市景観を形成し、環境共生のまちづくりを進めます
- 市民・事業者・行政が環境保全に果たす役割を理解し、積極的に行動します
- 地球環境に配慮した上下水道事業を経営します

3-(3)人と環境にやさしい 交通体系を整えます

- 自動車による環境負荷を軽減します
- 歩行者・自転車にやさしい交通基盤を整えます
- 鉄道・バスなど公共交通の充実を図ります

4. 「箕面らしさ」を生かすまち

4-(1)豊かな自然環境を守り ます

- 山間・山麓のみどりを箕面のブランドとして誇れるものにします
- 美しい河川を守り、水辺環境とのふれあいの機会を大切にしていきます

4-(2)住まい・まちなみ景観を 大切にします

- 美しいまちなみを守り育てていきます
- 安心して住み続けられる住まい・まちづくりを進めます

4-(3)歴史・文化を後世に 伝えていきます

- 箕面の歴史・文化を学び、子どもたちに伝えていきます
- 市民の自主的な活動が新しい箕面文化を創造するよう支援します

4-(4)新たな魅力創出によって 観光・産業を活性化します

- 四季を通じて魅力ある観光地とします
- 賑わいを創出し、商店街に活気を取り戻します
- 地産地消を推進し、農業を活性化します

4-(5)都市の魅力を高め、誰も が住んでみたいと思う まちをつくります

- 「箕面らしさ」を全国に発信します
- 子育て環境の整備を進めます
- 鉄道の延伸など交通基盤の整備を進めます
- みどり豊かな住宅都市としての魅力を高めます

5. 誰もが公共を担い、 みんなでつくるまち

5-(1)地域コミュニティが元気で 住みよい地域をつくり ます

- 地域の各種市民活動団体や地域コミュニティへの市民参加をさらに進めます
- 地域と行政の連携や協働によるまちづくりを進めます
- 各小学校区を基本とした「地域自治」の制度化をめざします

5-(2)市民活動相互の連携を 強化し、公共の担い手を これまで以上に多様化・ 多元化します

- 各団体の活動を促進し、自立を支援します
- 多様な主体のネットワークづくりに取り組みます
- 市民と行政の協働によるまちづくりを推進します

5-(3)行政は市民とともに無駄 のない経営を進め、健全 な財政を次世代に継承し ます

- 補完性の原則と協働の視点に立った行財政運営を行います
- 市役所の組織をスリム化・効率化し、組織力を強化します
- 行財政運営状況を情報提供し、市民意見を市政に反映します

第2節 計画の実現のために

基本構想を実現するための「参画と協働のまちづくり」と「新たな地域経営」に関する2つの方針は、今後本市が持続可能な発展を続け、将来都市像を実現するために欠かせない要素です。この2つの方針を具体化し、計画に基づいたまちづくりを進めるため、以下の取組を実施します。

情報提供・情報共有の推進

- ・ 広報紙やホームページ、コミュニティ放送（タッキー816）などのメディアを活用した情報発信を充実し、市民とまちづくりの課題を共有します。
- ・ ICT（情報通信技術）の活用により電子市役所としての機能を高め、市民の利便性を向上させます。
- ・ 市民ニーズを的確に把握するため、市民の声を聞く機会を増やすなど、マーケティング機能を強化します。

協働（パートナーシップ）によるまちづくりの推進

- ・ 地縁団体や NPO などは、積極的な事業提案などを通じて、市と協働する姿勢を高めます。
- ・ 行政は庁内のパートナーシップ推進員制度などを活用し、地縁団体や NPO などとの協働意識を高め、協働によるまちづくり推進します。
- ・ 行政は、これまで培ってきた市民参加によるまちづくりの成果と課題を整理し、地方分権時代に求められる自治と協働のあり方を市民とともに検討することを通じて、自治と協働によるまちづくりの基盤を整えます。

行財政改革の推進

- ・ 財政の健全化を進めるため、受益と負担の適正化や資産の有効活用などを行い、歳入の確保をめざします。
- ・ 市役所の業務を見直し、再構築を図るとともに、民間委託や指定管理者制度、PFI 事業などの制度を有効活用し、無駄のない効率的な業務を執行します。

柔軟な組織体制と人材の育成

- ・ 地方分権による権限移譲や新たな市民ニーズに対応するため、横断的かつ柔軟な組織体制を構築します。
- ・ 政策形成・政策法務能力を高め、地方分権時代をリードできる職員を育成します。
- ・ 市民は、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、自ら地域経営の担い手を育成します。

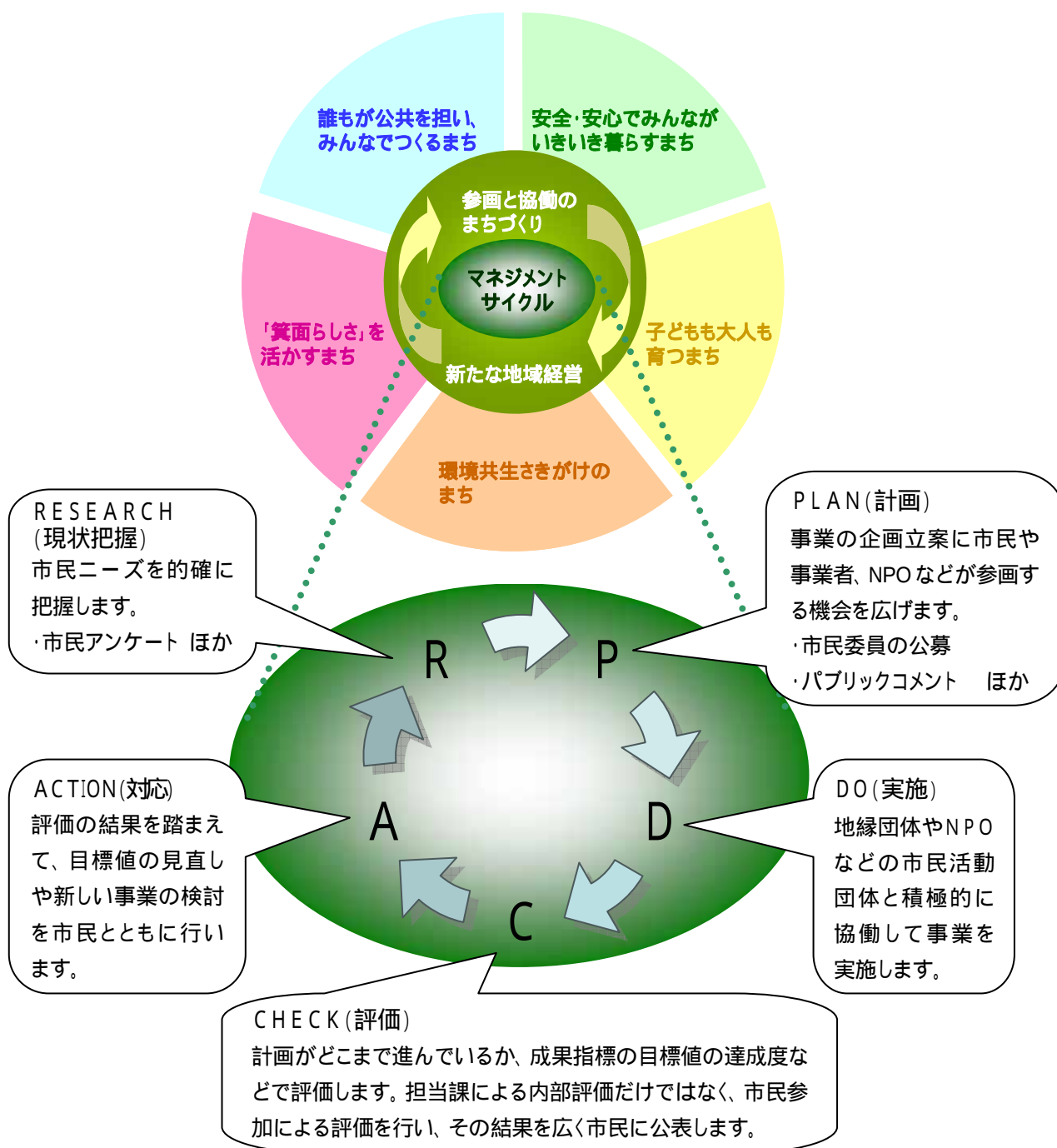
広域連携などの強化・推進

- ・ 広域的な視野に立ち、周辺都市との連携や機能分担を進め、共通の地域課題解決に向けて相互協力関係を強化します。
- ・ 市内や近隣の大学、企業など、それぞれの特性と強みをまちづくりに生かすため、相互に連携し合います。

成果指標の評価・検証

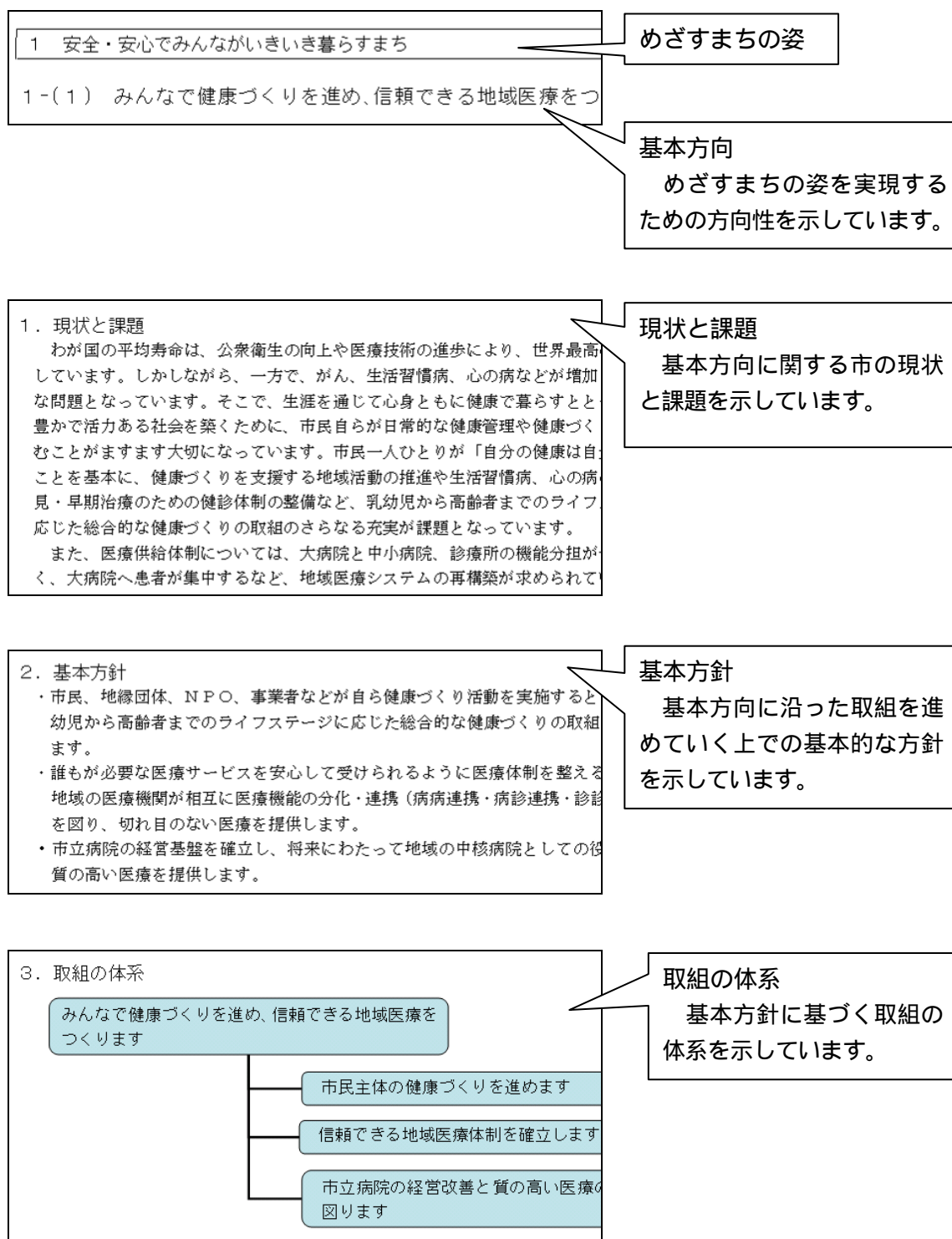
- ・RPDCA のマネジメントサイクルを行政活動の基本とし、施策や事業の進行度合いを評価します。
- ・行政は、取組や成果指標の達成度などについて、市民参画による評価・検証の仕組みを構築し、計画の進捗状況などについて毎年度評価します。市民はそうした機会を活用し積極的に市政に参画します。

【マネジメントサイクルのイメージ】



第4章 分野別計画

第4章では、5つのまちの姿を実現するための取組を18の基本方向ごとに示します。すべての主体者が目標を共有し、協働のまちづくりを進めていくため、以下のとおり構成します。



(取組の内容)

①市民主体の健康づくりを進めます

市民が自らの健康を積極的に維持・増進する健康づくり運動を市民と行
て広げることによって、心身の健康づくりや介護予防に対する市民意識の
とともに、地域の特色を生かした健康づくりを進めます。また、乳幼児期
までのライフステージに応じたきめ細かな健康相談、健康教育、健康診査
整備に取り組むとともに、その根幹となる食育の推進に努めます。

②信頼できる地域医療体制を確立します

救急医療の充実、医療の役割分担による診療機能の充実など、地域医

取組の内容

取組の内容を記載してい
ます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民一人ひとりが、健康に関心を持ち、自分の健康を自分で守る健康づく
極的に取り組みます。
- ・地域での医療サービスの供給体制を認識し、かかりつけ医、かかりつけ歯
りつけ薬剤師を適切に確保するなど、自分の病状に適した医療機関を利用

【自治会やNPOなど】

- ・身近な場所で、みんなで支え合いながら、健康づくりを進めます。
- ・地域での健康づくりを推進するため、健康教室などを開催します。

【事業者】

- ・事業者は従業員やその家族に対して健康づくりの啓発及び周知を図ります
- ・医療機関、薬局などの医療関係機関は、地域医療における役割を担うと
習慣病予防などの健康情報を発信します。

【行政】

- ・市民や地縁団体、NPOなどによる健康づくり活動を促進します。
- ・総合的な健康づくりの情報提供や啓発活動を推進します。

各主体の主な役割

協働によるまちづくりの
指針として、各主体別に課
題解決のために担う役割を
示しています。

5. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015年)
自分が健康であると感じる 市民の割合	市 民 ★★★ 事業者 ★☆☆ 行 政 ★☆☆	73.3%	75%
健康診査を年1回受けている 市民の割合	市 民 ★★★ 事業者 ★★★ 行 政 ★★★	—	65%
かかりつけ医を持っている 市民の割合	市 民 ★★★ 事業者 ★☆☆ 行 政 ★★★	69%	72%
市立病院の救急医療に関す る不満足度	市 民 ★★☆☆ 事業者 ★☆☆ 行 政 ★★★	28.5%	24%
市立病院の外来患者紹介率	市 民 ★★★ 事業者 ★★★ 行 政 ★★★	40%	50%
市立病院の経常収支比率※	市 民 ★☆☆ 事業者 ★☆☆ 行 政 ★☆☆	94.9%	98.8%

成果指標

めざすまちの姿の実現に
向けて目標を明確にし、そ
の達成状況を評価するた
めの成果指標を示してい
ます。

主役度

成果指標ごとに、各主体
がどれだけその役割を果
たさなければならないかを3
段階で表しています。

【関連計画】

- 健康みのお 21
- 箕面市特定健康診査等実施計画
- 箕面市立病院改革プラン

関連計画

関連する個別計画を示し
ています。

1 安全・安心でみんながいいきき暮らすまち

1-(1) みんなで健康づくりを進め、信頼できる地域医療をつくります

1. 現状と課題

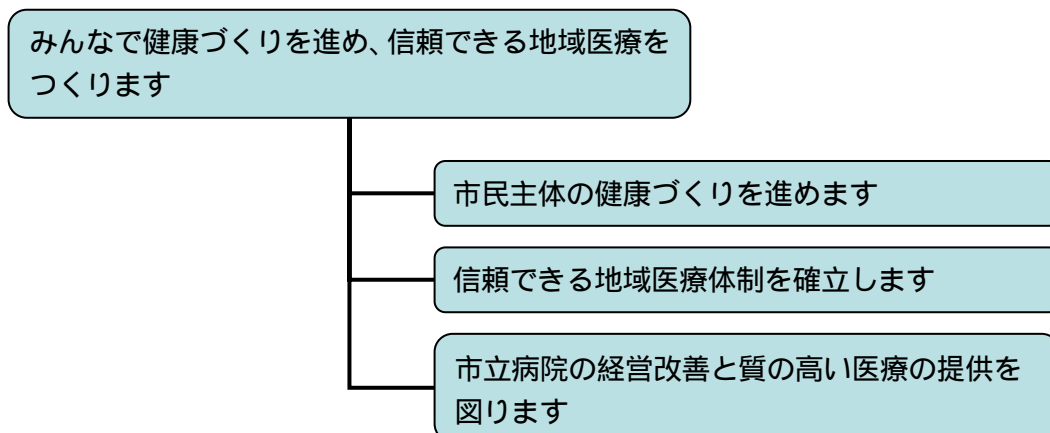
わが国の平均寿命は、公衆衛生の向上や医療技術の進歩により、世界最高の水準に達しています。しかしながら、一方で、がん、生活習慣病、心の病などが増加し、社会的な問題となっています。そこで、生涯を通じて心身ともに健康で暮らすとともに、より豊かで活力ある社会を築くために、市民自らが日常的な健康管理や健康づくりに取り組むことがますます大切になっています。市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、健康づくりを支援する地域活動の推進や生活習慣病、心の病の早期発見・早期治療のための健診体制の整備など、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた総合的な健康づくりの取組のさらなる充実が課題となっています。

また、医療供給体制については、大病院と中小病院、診療所の機能分担が十分ではなく、大病院へ患者が集中するなど、地域医療システムの再構築が求められています。

2. 基本方針

- ・市民、地縁団体、NPO、事業者などが自ら健康づくり活動を実施するとともに、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた総合的な健康づくりの取組を推進します。
- ・誰もが必要な医療サービスを安心して受けられるように医療体制を整えるとともに、地域の医療機関が相互に医療機能の分化・連携（病病連携・病診連携・診診連携など）を図り、切れ目のない医療を提供します。
- ・市立病院の経営基盤を確立し、将来にわたって地域の中核病院としての役割を担い、質の高い医療を提供します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

市民主体の健康づくりを進めます

市民が自らの健康を積極的に維持・増進する健康づくり運動を市民と行政が連携して広げることによって、心身の健康づくりや介護予防に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の特色を生かした健康づくりを進めます。また、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたきめ細かな健康相談、健康教育、健康診査などの環境整備に取り組むとともに、その根幹となる食育の推進に努めます。

信頼できる地域医療体制を確立します

救急医療の充実や、医療の役割分担による診療機能の充実など、地域医療の基盤整備に取り組み、誰もが適切な治療を安心して受けられる医療体制を確立します。また、地域の中核病院としての市立病院と、日頃から安心して相談のできるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師が連携して地域医療体制の充実に向けた取組を進めます。

市立病院の経営改善と質の高い医療の提供を図ります

医師及び看護師など、必要な職員の確保に努めるとともに、知識と技術の習得に努め、医療の質とサービスの向上を図ります。また、安定した医療提供体制の整備と地域の医療機関などとの連携を深めることで、紹介患者を増やし、病床稼働率を高めるとともに、徹底した費用の削減を行い、経営の改善を図ります。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民一人ひとりが、健康に関心をもち、自分の健康を自分で守る健康づくり運動に積極的に取り組みます。
- ・地域での医療サービスの供給体制を認識し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を適切に確保するなど、自分の病状に適した医療機関を利用します。

【自治会やNPOなど】

- ・身近な場所で、みんなで支え合いながら、健康づくりを進めます。
- ・地域での健康づくりを推進するため、健康教室などを開催します。

【事業者】

- ・事業者は従業員やその家族に対して健康づくりの啓発及び周知を図ります。
- ・医療機関、薬局などの医療関係機関は、地域医療における役割を担うとともに、生活習慣病予防などの健康情報を発信します。

【行政】

- ・市民や地縁団体、NPOなどによる健康づくり活動を促進します。
- ・総合的な健康づくりの情報提供や啓発活動を推進します。
- ・地域の医療機関の連携を図るなど、地域医療体制を確立します。
- ・市立病院の救急総合診療部を充実するなど、救急医療体制を確保します。
- ・市立病院の経営の改善を図るとともに、質の高い医療サービスの提供に努めます。

5 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
自分が健康であると感じる 市民の割合	市 民 事業者 行 政	73.3%	75%	80%
健康診査を年1回受けている 市民の割合	市 民 事業者 行 政	-	65%	70%
かかりつけ医を持っている 市民の割合	市 民 事業者 行 政	69%	72%	75%
市立病院の救急医療に関する 不満足度	市 民 事業者 行 政	28.5%	24%	20%
市立病院の外来患者紹介率	市 民 事業者 行 政	40%	50%	60%
市立病院の経常収支比率	市 民 事業者 行 政	94.9%	98.8%	100%

市立病院の「経常収支比率」は、経常収益 / 経常費用 × 100 で表す指標であり、数値が高くなるほど経営状態がよいことを表します。

【関連計画】

- ☐健康みのお 21
- ☐箕面市特定健康診査等実施計画
- ☐箕面市立病院改革プラン

1 安全・安心でみんながいいきき暮らすまち

1-(2) 高齢者や障害者市民も誰もが安心して暮らせるまちをつくります

1. 現状と課題

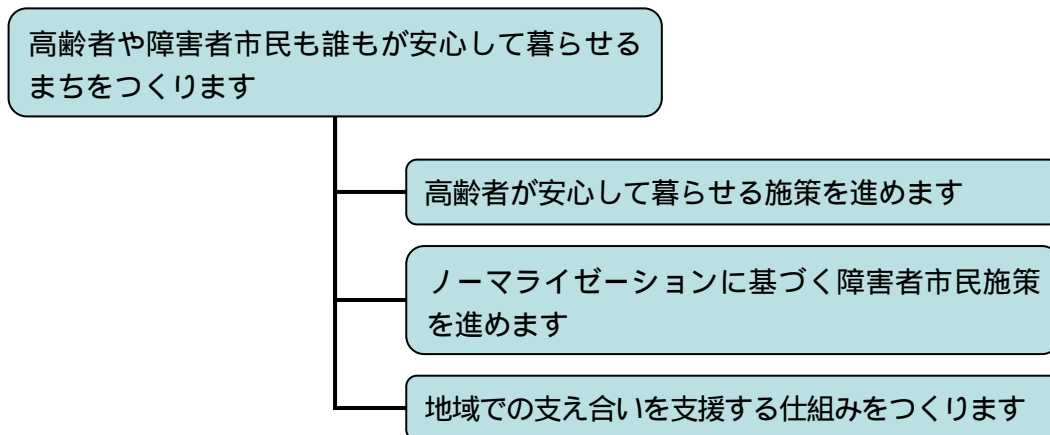
わが国では、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎える 2012 年(平成 24 年)から 2014 年(平成 26 年)には、高齢者が毎年 100 万人ずつ増加すると予測されています。また、2007 年度(平成 19 年度)における本市の高齢者人口は 23,221 人に達し、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は 18%を超えています。2014 年度(平成 26 年度)には、本市においても高齢者人口が 30,300 人(高齢化率 22.4%)になると見込まれるなど、これまで経験したことのないスピードで高齢化が進み、「前例のない超高齢社会」を迎えることとなります。

このような状況の中、子どもから高齢者、障害者市民など、すべての市民が人間として尊重され、地域で安心して日常生活を送り社会参加することができるよう、相談できる機関の充実、サービス提供基盤の整備、行政、相談機関、サービス提供事業者などの連携の強化、地域住民による支え合いの仕組みづくりなど、市民・事業者・行政の協働による取組が必要となっています。

2. 基本方針

- ・必要な人に必要なサービスが供給されるよう市民のニーズに応じた福祉サービスの充実に努めるなど、高齢者・障害者市民施策の推進を図ります。
- ・誰もが優しく支え合い、障害があっても、高齢になっても、住み慣れた地域で安心していきいきと生活できる「ノーマライゼーション社会」の実現をめざします。
- ・高齢者や障害者市民にかかわる専門相談機関が、民生委員・児童委員、地区福祉会、医療機関などの地域における多様な支援機関や、住民による見守りや支え合いなどの自主的な活動と連携し、多面的・横断的な支援体制を構築します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

高齢者が安心して暮らせる施策を進めます

本市の地域特性、多様化する市民ニーズ、社会経済状況の変化に的確に対応し、基盤整備を計画的に進めるとともに、介護サービスや高齢者保健福祉サービスを効率的・効果的に提供します。

高齢者が心身の状態などに合ったサービスを自ら選択できるよう、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携により、相談体制を充実します。また、「保健福祉苦情解決システム」における利用者の声や、「介護サービス評価専門員」による意見や評価などさまざまな情報を活用して、サービスの質の向上と適切なサービス利用を促進します。

ノーマライゼーションに基づく障害者市民施策を進めます

障害者市民の生活は福祉、医療、教育、労働、生活環境などあらゆる分野にわたり、また乳幼児から高齢期に至るまでのすべてのライフステージにわたります。このため、ノーマライゼーションの理念を福祉施策にとどまらず、まちづくり全体の課題と位置付け、行政施策全体を見据えながら市民ニーズに対応した障害者市民施策を進めます。また、学校、相談支援事業者、サービス提供事業者、就労支援機関などが相互に連携して、障害者市民の地域生活を支援します。

地域での支え合いを支援する仕組みをつくります

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区福祉会、サービス提供事業者や医療機関などの地域における多様な支援機関が連携を強化することにより、高齢者や障害者市民を地域全体で支援する体制を充実します。

また、地域全体で高齢者などの見守り・支え合いが担えるよう、地域住民が自主的に活動しやすい環境を整えます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・「地域社会を構成する住民の一員」という自覚を持ちます。
- ・高齢者は、自分自身の日常生活の不安を取り除くため、健康づくりや介護予防など各種制度の説明会や取組などに積極的に参加します。
- ・支援を要する高齢者などの身近な相談や見守り、声掛けなど地域の福祉活動に積極的に参加します。
- ・ノーマライゼーションの考え方に対する理解を深めます。

【自治会やNPOなど】

- ・地域住民が参加する活動への協力・支援に努めます。

【事業者】

- ・高齢者や障害者市民に対するサービス提供事業者は、専門的な視点に立って民間活力を発揮し、より良いサービスを提供します。

【行政】

- ・ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区福祉会、介護サービス提供事業者や医療機関などの地域における多様な支援機関との協力体制を構築します。
- ・ ノーマライゼーションの考え方について啓発を進めます。
- ・ 福祉サービスの利用について、分かりやすい情報提供を行います。
- ・ 生活困難者や認知症高齢者、独居高齢者などの把握に努め、地域住民や事業者と一体となった支援を行います。

5. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
介護保険サービスを受けている人の中で、受けているサービスに満足している人の割合	市 民 事業者 行 政	34.4%	52.2%	70.0%
障害者グループホーム・ケアホームの利用者数	市 民 事業者 行 政	78 人	94 人	112 人
困ったときの相談相手がいない高齢者の割合	市 民 事業者 行 政	6.1%	6.1%	6.1%

【関連計画】

- ☐ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ☐ 箕面市障害者市民の長期計画

1 安全・安心でみんながいいきき暮らすまち

1-(3) みんなで支え合って暮らしの安全を守ります

1. 現状と課題

1995年(平成7年)の阪神・淡路大震災以来、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震と各地で規模の大きい地震が発生し、また、各地で記録的な集中豪雨が人々の生活に甚大な被害をもたらすなど、自然災害をはじめとした多種多様な災害や事故は絶えず発生しています。この間、本市では、大規模災害は発生していませんが、このような災害の教訓に学び、地域の自主防災組織の結成を促進しています。2008年度(平成20年度)までの結成状況は、62団体で結成率18パーセントの状況であり、自主防災組織結成の必要性をさらに説明し推進していくことが大切です。

災害に強いまちづくりを進めるためには、「自分の命は自分で守る」という考え方に基づく「自助」、災害直後の救出・救護において近隣住民が助け合う「共助」、防災活動体制の充実や自治体間の広域連携を充実していくなど、行政が主体となる「公助」が十分に機能することが課題となっています。

また、日常生活にかかわる火災・救急などの消防体制は、暮らしや都市環境の変化により需要が高まっていることから、なお一層消防力の強化を進める必要があります。

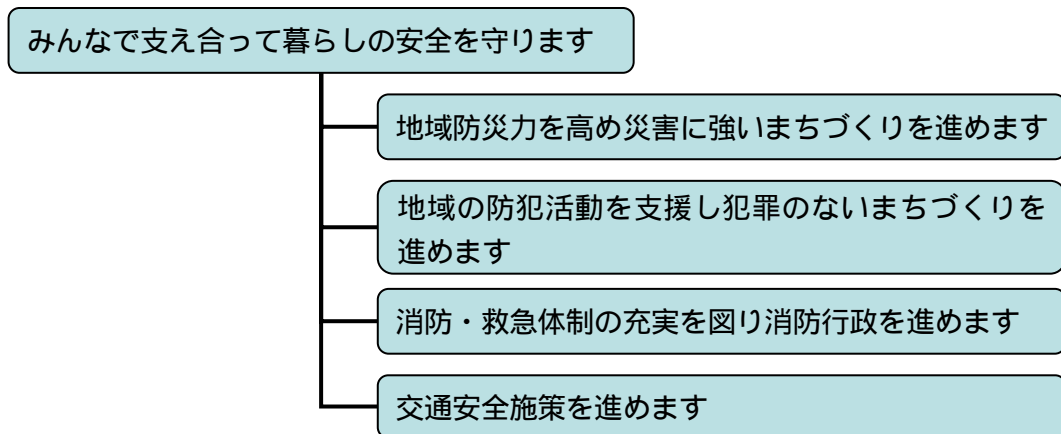
地域における防犯活動の取組により、犯罪件数は減少傾向にありますが、安全で安心して暮らせるまちづくりのために関係機関・団体と連携し今後も継続して推進する必要があります。

交通安全対策は、関係機関や団体と連携して取り組み、交通事故件数の減少に努めています。高年齢者の死亡事故が多発している状況から、今後ますます進行する高齢社会に向けての対策を推進する必要があります。

2. 基本方針

- ・市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携し、補い合い協働することにより市民の誰もが安心して日常生活を送り、災害などの発生に対しても市民の安全が守られるまちづくりを進めます。
- ・市民生活を脅かすさまざまな災害に対し、機動的かつ横断的に対応できる危機管理体制の強化を図るとともに、自治体間の広域連携を推進することにより災害発生時の被害を最小限に抑えます。
- ・さまざまな災害から市民の生命・財産を守るため、消防・救急体制の充実・整備を図ります。
- ・地域の防犯活動を支援し、関係機関・団体との連携を深め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。
- ・交通事故防止のため、関係機関や団体の協力を得て引き続き交通安全施策を推進します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

地域防災力を高め災害に強いまちづくりを進めます

地震や風水害などの自然災害を最小限に抑え、市民の生命・財産を守るため、市民と行政が自然災害にかかわる最新情報を共有して災害防止策を講じるとともに、その限界と応急対策にかかわる情報を理解し、市民自らが備えを進める心構えを広げ、市内各地域において自主防災組織の結成を図り、防災に強いまちづくりを推進します。

地域の防犯活動を支援し犯罪のないまちづくりを進めます

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、地域安全運動の推進、関係機関との連携を強化し、平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止や犯罪検挙率の向上を図るとともに、子どもや高齢者などを守る取組を推進します。

消防・救急体制の充実を図り消防行政を進めます

火災を未然に防止するため防火意識の啓発を図るとともに、高度救急に対応するため救急救命士の養成などを推進し、地域消防力の一翼を担う消防団の充実強化を図ります。さらに広域的な応援協力体制を強化し、暮らしや都市環境の変化に対応できる消防力を充実します。

交通安全施策を進めます

安全で快適な交通環境の実現をめざし、関係機関との連携を強化するとともに啓発活動の推進及び交通安全運動を定期的実施し、交通安全知識の普及と意識の高揚を図ります。また、市内通学路などの危険箇所点検など地域と協働した取組を強化し、交通事故の抑止対策を推進します。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・「自らの命は自分で守る」という意識を持ちます。
- ・避難場所の確認や地域などで行う防災訓練などに積極的に参加します。
- ・災害発生時に各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。
- ・普通救命講習を受講するなど、応急手当の知識の習得に努めます。

- ・消防団や自治会活動などに積極的に参加します。
- ・防犯知識の習得に努めます。
- ・交通安全知識の習得に努めます。

【自治会やNPOなど】

- ・地域の防犯・防災意識の高揚を図ります。
- ・地域の自主防災組織の結成や育成に努めます。
- ・地域での防災訓練の実施や、防災資器材の整備をします。
- ・地域の子どもや高齢者を犯罪や交通事故から守ります。
- ・地域の通学路などの危険箇所点検などに努めます。

【事業者】

- ・防災体制の整備や事業所の耐震化を進めます。
- ・自主防災訓練を実施するとともに、地域への貢献の役割を認識し、地域での防災訓練に参加します。

【行政】

- ・市民の防犯・防災意識高揚のための啓発をします。
- ・避難所や避難経路の確保をします。
- ・崩壊の危険が予想される急傾斜地や河川の危険箇所などについては、関係機関と連携して整備し、災害の未然防止に努めます。
- ・消防力及び火災予防体制を強化します。
- ・警察ほか各関係機関と共に交通安全に取り組めます。

5. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
地震などの災害に備えて対策をとっている市民の割合	市 民 事業者 行 政	46%	60%	70%
自主防災組織の結成数 (カッコ内は結成率)	市 民 事業者 行 政	62 団体 (18%)	100 団体 (29%)	200 団体 (58%)
窃盗犯認知件数(侵入犯・街頭犯罪)	市 民 事業者 行 政	1,240 件	1,050 件	890 件
出火率(人口1万人あたりの出火件数)	市 民 事業者 行 政	3.0 件	2.7 件	2.4 件
交通事故件数	市 民 事業者 行 政	714 件	642 件	571 件

【関連計画】

- 箕面市地域防災計画

1 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち

1-(4) みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります

1. 現状と課題

少子高齢化の進展によって労働力人口が減少する一方で、短期間雇用や非正規労働などによって不安定就労が拡大するなど、労働環境の構造的な変化が社会的な問題となっています。

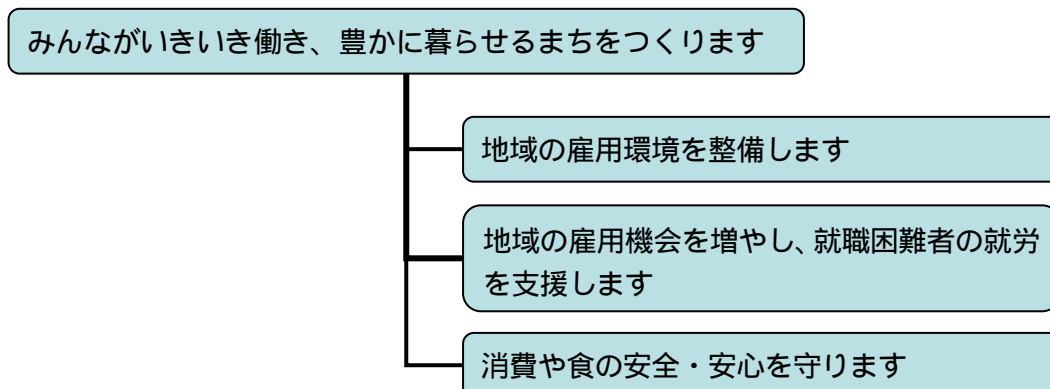
本市では、働く意欲がありながらさまざまな阻害要因のために働くことができない、いわゆる就職困難者を対象に、公共職業安定所、(財)箕面市障害者事業団、(社)箕面市シルバー人材センターなど、地域の関係機関と連携しながら雇用・就労を支援してきました。今後は、労働環境の変化に対応した労働施策や、就職困難者が身近な地域で就労できるよう、地域の雇用機会を増やすなど、地域に根ざした雇用・就労への取組を推進し、市民の誰もがいきいきと働くことができる社会を実現していくことが課題となっています。

また、安心して豊かに暮らせるよう、消費生活センターにおいて消費者の相談に応じるとともに、消費生活に関する情報提供を行っていますが、さまざまな制度の変化や情報化が進む中、複雑多様化している相談や苦情により一層的確に対応していくことが課題となっています。

2. 基本方針

- ・行政、事業者などが、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、地域の雇用環境の整備を図り、市民の誰もが安心して働けるまちづくりを進めます。
- ・起業支援や事業開拓支援などによって、地域の雇用機会を増やすとともに、国、府などの関係機関と連携し、就職困難者の就労を支援することにより、すべての市民が働く権利を実現できるまちづくりを進めます。
- ・国、府、事業者などと連携し、消費生活センターの機能を充実させることによって、市民の誰もが豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

地域の雇用環境を整備します

ニュースの発行やセミナーの開催などにより、労働基準法をはじめとする労働関係法規や雇用対策、勤労者福祉に関する制度の周知に努めるとともに、労働問題が生じたときのセーフティネットとして労働相談や小規模事業所の勤労者に対する福利厚生面の支援を実施することによって、雇用環境の安定、改善を推進します。

地域の雇用機会を増やし、就職困難者の就労を支援します

商工会議所などと連携し、起業支援や事業開拓支援などを行うことによって地域の雇用機会を増やします。また、就職困難者にはコーディネーターによる就労相談に併せ、介護や子育てなどの個別課題に対して多様な専門支援機関が横断的に対応するとともに、公共職業安定所、大阪府、(財) 箕面市障害者事業団、(社) 箕面市シルバー人材センターなどの関係機関と連携した取組を進めることによって、就労を支援します。

消費や食の安全・安心を守ります

相談業務に加え、消費関係機関との連携などにより消費生活センターの機能の強化を図り、新技術や新製品、新商法、食に関して発生する新たな被害情報についての迅速できめ細かな情報収集・提供を行うことによって、市民の自己防衛力や意識の向上など自助力の強化を図り、消費や食の安全・安心を守ります。

4 . 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民、とりわけ就職困難者は、自立や社会への貢献、自己実現など、自らの意思に基づき働く権利を実現することをめざします。
- ・消費者問題に関心を持ち、啓発講座へ参加するなど、さまざまな学習機会を利用して、自己防衛を図ります。

【自治会やN P Oなど】

- ・就職困難者の就労を温かく応援するとともに、ともに支え合う地域社会形成の理念を理解し、協力します。
- ・地域での連携を深め、情報交換を密にすることにより、消費者被害の拡大を防ぎます。

【事業者】

- ・労働基準法や消費者基本法をはじめとする労働及び消費生活に関する法令を遵守します。
- ・地域や社会への貢献の役割を認識し、勤労者の雇用維持や就職困難者の雇用機会の拡充に努めます。

【行政】

- ・勤労者の雇用環境を整備するため、啓発に努めます。
- ・市内における起業支援や事業開拓支援などによって、地域の雇用機会を増やします。
- ・国、府などの関係機関と連携し、就職困難者の就労を支援します。
- ・消費者被害の防止や救済のため、消費生活に関する情報提供や消費者教育、相談体制の充実に努めます。

5. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
労働問題セミナーの参加者数	市 民 事業者 行 政	16 人	24 人	36 人
勤労者互助会の加入者数	市 民 事業者 行 政	1,497 人	1,550 人	1,600 人
地域就労支援事業における 相談者の就職率	市 民 事業者 行 政	15.7%	23.6%	25.0%
シルバー人材センターの会 員数	市 民 事業者 行 政	1,007 人	1,400 人	1,500 人
消費生活関係の情報提供機 会の件数	市 民 事業者 行 政	8 件	20 件	36 件
消費生活苦情相談の解決率	市 民 事業者 行 政	97.3%	95%以上	95%以上

【関連計画】

- 箕面市就労支援基本計画

2 子どもも大人も育つまち

2-(1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります

1. 現状と課題

1948 年（昭和 23 年）に国連総会で世界人権宣言が採択され、人権に関して世界で達成すべき共通の基準が示されました。わが国ではこれらの国際的な潮流とともに、基本的人権の尊重を基調とした憲法のもとさまざまな人権問題への取組を進めてきました。本市においても、1993 年（平成 5 年）に箕面市人権宣言を採択し、すべての市民がだれひとりとして人権を踏みにじられることのない人権のまちづくりをめざしています。

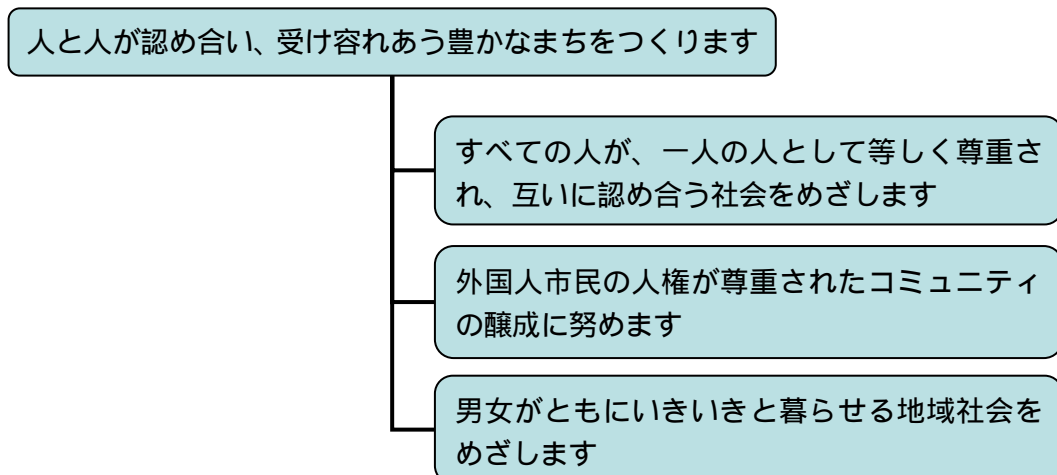
しかしながら、現実には未だに偏見や差別、暴力などの人権侵害が存在しており、同和問題や女性、障害者、高齢者、子ども、外国人などに関する多くの人権問題の早期解決が求められています。

本市では、お互いを認め合い、すべての人々がその能力や個性を十二分に発揮できる地域社会を構築するためにこれまで以上の取組が必要です。

2. 基本方針

- ・一人ひとりが十分に等しく尊重され、互いに認め合う社会をめざします。市民主体の人権・平和啓発を行い、生涯学習との連携を図ります。また、総合行政としての人権行政を進める庁内体制のもとにまちづくりを進めます。
- ・外国人市民を含めただれもが住みやすいコミュニティを醸成するために、外国人市民への行政サービス・相談体制を充実させます。また、市民主体の国際交流・国際協力を進めます。
- ・男女平等の視点からあらゆる施策や社会制度・慣行を見直し、ジェンダー格差が是正された社会の実現をめざします。女性の人権が確立され、男女がともにいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

3. 取組の体系



（取組の内容）

すべての人が、一人の人として等しく尊重され、互いに認め合う社会をめざします

総合行政としての人権行政を進める庁内体制を整備し、人権尊重に基づき業務を遂行します。市民主体の人権・平和啓発を行い、生涯学習と連携します。また、人権相談体制の整備と調整、相談事業の周知を進めます。人権救済の方策や人権の視点による行政評価についても検討を進めます。

外国人市民の人権が尊重されたコミュニティの醸成に努めます

外国人市民の人権を尊重し、行政サービスと社会環境の整備、「言葉の壁」の解消、相談体制の充実、市政参画の促進を図ります。また、多文化共生社会の実現に向け、日本語学習の促進、渡日の子どもたちへの支援、人権尊重のための学習と地域活動を進めます。国際交流については、市民主体の地域間交流を進め、市民活動団体、企業などとの連携を図ります。

男女がともにいきいきと暮らせる地域社会をめざします

性別にかかわらず、誰もが自分らしく生活できる男女協働参画社会の形成をめざし、ジェンダー格差の是正をめざす社会システムの構築や女性の人権の確立を進めます。あらゆる施策に男女協働参画の視点を反映させ、幅広く市民に理解されるように啓発活動を行うとともに、自主的な活動の場や情報提供、相談事業の充実など女性のエンパワーメントを支援していきます。

4．各主体の主な役割

【市民】

- ・性別にかかわらず、誰もが職場、家庭、学校、地域その他のあらゆる場面で能力や個性を発揮できる環境づくりを進めます。
- ・外国人市民と日本人市民が協働して、外国人市民が地域活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。

【自治会やNPOなど】

- ・男女が互いに対等な構成員として協働し参画できる活動を実施していきます。
- ・多文化共生社会の実現に向けて、国際化活動を実施していきます。

【事業者】

- ・誰もが働きやすい職場づくりに努めます。
- ・すべての人の人権が確立される環境づくりに努めます。

【行政】

- ・すべての人の人権が確立される社会づくりに努めます。
- ・男女協働参画推進施策を推進します。
- ・国際化施策のニーズ把握に努め、各種サービスなどの情報提供も積極的に行います。

5 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
人権教育（啓発）の指導者（支援者）として養成された人数	市 民 事業者 行 政	延 16 人 (2008 年職員) 延 423 人 (2008 年 教員) 延 45 人 (2008 年 企業) 延 41 人 (2008 年 市民) 合計 延 525 人	延 550 人	延 575 人
外国人市民相談件数	市 民 事業者 行 政	82 件 (2006 年度)	115 件	125 件
国際交流協会で活動しているボランティア数	市 民 事業者 行 政	延 3,555 人 (2008 年度)	延 3,800 人	延 4,000 人
行政委員会及び附属機関の女性委員の割合	市 民 事業者 行 政	23.2% (2009 年度)	33%	35%

【関連計画】

- 次期箕面市人権のまち推進基本方針、第 3 期箕面市国際化推進計画
- 第 5 期箕面市男女協働参画推進計画
- 箕面市人権教育基本方針改訂版、箕面市生涯学習推進基本計画

2 子どもも大人も育つまち

2-(2) 子どもたちを地域ではぐくむまちづくりをめざします

1. 現状と課題

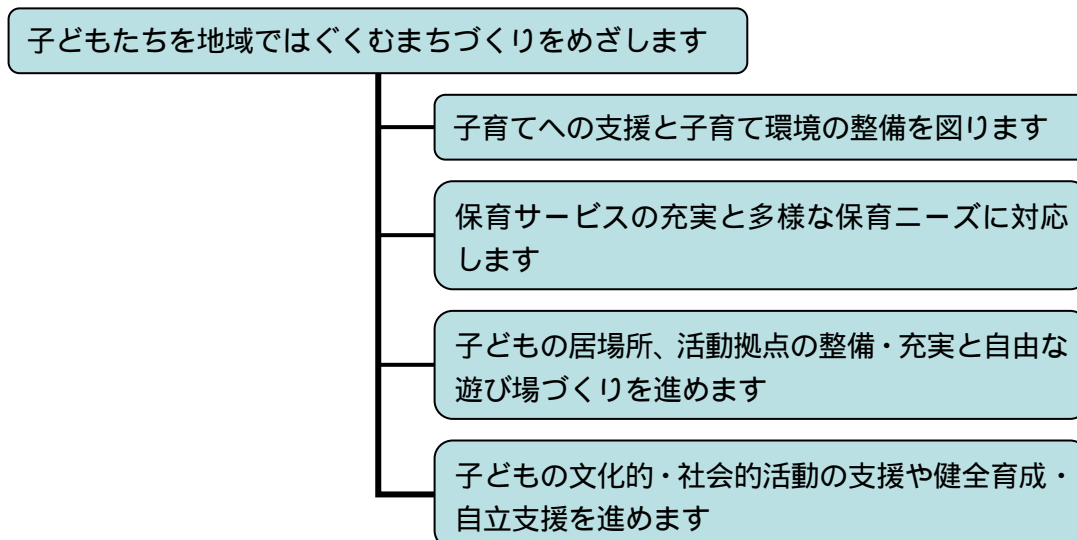
核家族化やひとり親家庭の増加などにより、子育てに不安や悩みを持つ保護者が増加するとともに、働く女性の増加に伴う保育ニーズの高まりにより、保育所の待機児童が増加しています。本市では、子育て相談などをはじめとした子育て支援策や保育所の整備、保育定員の拡大などに努めてきましたが、新市街地・既成市街地における今後の保育ニーズを的確に把握しつつ、子育て支援策の充実や保育所の待機児の解消、保育サービスの充実を図る必要があります。

また、子どもたちの安全を脅かす事件・事故が相次ぐ中、本市では、地域の青少年健全育成団体を中心とした見まもり活動など、子どもの安全を守る取組や文化・スポーツ・自然体験などさまざまな取組が、従来から活発に行われてきました。今後は、そうした取組を継続・拡大していくための活動の輪の広がりとした中での育成者、指導者の育成が課題となります。また、「地域の子どもは地域で育てる・守る」という基本的認識のもとに、家庭・地域・学校などがより一層連携した取組を展開していく必要があります。

2. 基本方針

- ・少子化傾向がさらに強まる社会にあって、子育てを家庭の問題としてだけでなく、社会全体の課題としてとらえ、家庭・地域における子育てへの支援、保育サービスの充実や多様な保育ニーズへの対応など、子育て環境の整備を図ります。
- ・子どもたちの意思を尊重するとともに自主性や感性をはぐくむため、さまざまな社会体験や自由に遊べる場づくりを進めます。
- ・子どもたちのさまざまな可能性を導き、健やかな成長に向けたさまざまな活動ができる機会を提供します。また、子どもたちが自らの個性を理解し、主体的に進路を切り拓くよう自立へ向けた支援を進めます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

子育てへの支援と子育て環境の整備を図ります

子育て支援センターなど家庭での子育てを支援する場を充実し、ゆとりをもって子育てができる生活環境づくりを進めます。また、支援が必要な子どもと家族に対する支援体制の充実を図り、家庭における子育ての支援と地域における子育て環境の整備に取り組みます。

保育サービスの充実と多様な保育ニーズに対応します

保育所の待機児童解消に向けた保育枠の拡大や、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育など保育所の保育サービスを充実させるとともに、幼稚園での預かり保育や長時間保育を推進し、就学前保育の保障を図ります。また、学童保育も利用数の伸びに応じた入所枠の確保を図ります。

子どもの居場所、活動拠点の整備・充実と自由な遊び場づくりを進めます

子どもの居場所や活動の場づくりを進めるとともに、保育所・幼稚園・学校・生涯学習施設・コミュニティセンターなどを利用して、子どもの自由な遊び場と時間を確保します。また、子育てサークル、子育て世帯への情報提供により、輪を広げる機会をつくります。

子どもの文化的・社会的活動の支援や健全育成・自立支援を進めます

子どもの伸びやかな成長を願う市民の団体活動を支援し、子どもを対象とした各種イベントを地域に合わせて展開するとともに、子どもたちのさまざまな可能性を導き、健やかな成長をはぐくむため、多様な自然体験・社会体験ができる活動の場や機会を増やすとともに、子どもの意見をまちづくりに反映する機会の確保に努めます。また、子どもたちが伸びやかに育つ環境づくりや問題行動への適切な予防対策などには、家庭はもとより、学校や地域での取組が必要であり、その連携体制を強化するとともに、進路相談、就労のための情報提供など、自立に向けての支援を行います。

4 . 各主体の主な役割

【保護者・家庭】

- ・子どもとのコミュニケーションを大切にし、生活習慣を身に付け、さまざまな体験を通して、豊かな心、健康・体力、確かな学力が身に付くよう、子育てに関する責任の自覚のもと、保護・養育します。

【自治会やNPOなど】

- ・「地域の子どもは地域で育てる・守る」という意識を持ち、地域環境の整備に係る取組を進めます。
- ・安全・安心や子どもの居場所づくりの取組を実施します。

【事業者】

- ・事業者のこども 110 番の設置や企業の情報技術の提供など、地域と協力して子どもの安全・健全育成に努めます。
- ・仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めます。

【行政】

- ・ 保育所の待機児童解消に向けた取組を進め、多様な保育サービスの充実に図ります。
- ・ 子どもの居場所、子育て支援や子どもの安全・安心に係る施設整備・点検を進めます。
- ・ 地域・関係機関との協働のもと、子どもへの虐待防止策・子どもの育ちを見守る地域ネットワークを積極的に進めます。

5 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
子育て支援センター設置数	市 民 事業者 行 政	2 カ所	3 カ所	7 カ所
保育所の待機児童数 (年度当初)	市 民 事業者 行 政	59 人	0 人	0 人
自由な遊び場開放事業の1日 平均利用者数	市 民 事業者 行 政	60 人	70 人	70 人
子どもが参加できる場や機 会の数	市 民 事業者 行 政	237 回	240 回	250 回

【関連計画】

- 箕面市新子どもプラン
- 箕面市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）

2 子どもも大人も育つまち

2-(3)子どもたちの生きる力をはぐくむ教育を進めます

1. 現状と課題

各保育所・幼稚園・学校においては、子どもたちの豊かな育ちと確かな学びを支援し、生きる力をはぐくむ教育を推進するため、創意工夫を凝らした教育課程を編成し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進してきました。

また、本市の教育及び教育施策の成果・課題を検証し、その改善を図るため「全国学力・学習状況調査」に参加・協力するとともに児童・生徒の体力の実態把握に努め、学校を核とし、地域社会全体で体力づくりを推進する一助とするため「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」についても参加・協力しています。

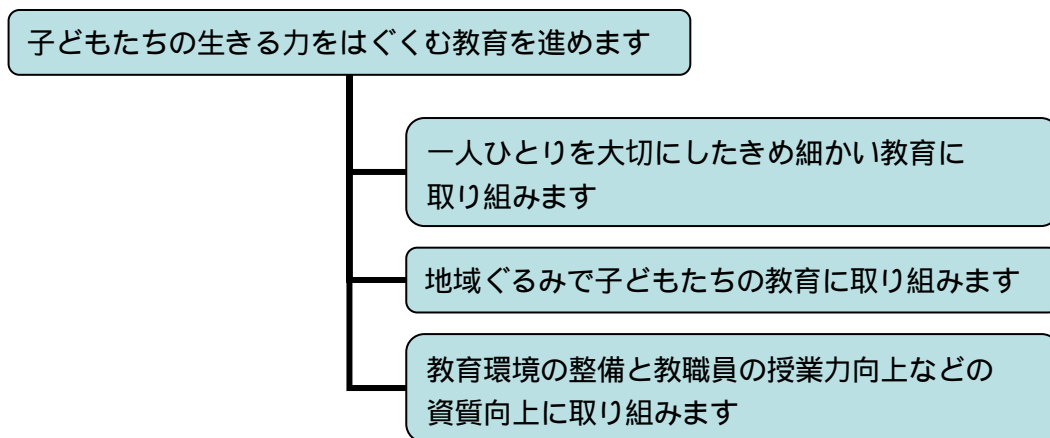
さらに、大規模改修や耐震化など、施設の計画的な整備に努めてきました。

今後は、「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の調査結果を十分に踏まえ、保護者や地域住民と連携した取組をより一層進めるとともに、小中一貫教育を積極的に推進して、知・徳・体のバランスがとれた子どもたちをはぐくむことや、安全で快適な教育環境の整備が課題となっています。

2. 基本方針

- ・子どもたちの豊かな人間形成に向けた教育の充実のため、「ともに学び、ともに育つ」理念のもと、小中一貫教育によって小学校、中学校の相互連携を深めるとともに、保育所や幼稚園との連携も含めすべての子どもたちの自己実現と豊かな人権感覚など「生きる力」をはぐくむ特色ある学校づくりをめざします。
- ・学校の情報を積極的に発信し、保護者や地域住民の学校への積極的な参画を促進するとともに、保護者・地域住民の願いの反映に努めます。
- ・安全・安心で、学びへの意欲や創造性をはぐくむ教育環境づくりの推進に努めるとともに、教職員の意識改革や資質向上を図る研修・研究、教育関係の情報収集・発信や教育相談の支援体制の充実に努めます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

一人ひとりを大切にしたきめ細かい教育に取り組みます

すべての中学校区で小中一貫教育に取り組み、少人数指導・習熟度別指導など指導方法を一層、工夫します。また、教育課程の創意工夫・改善をするとともに、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や、学校図書館を活用する授業、食育に関する授業など、自ら学ぶ意欲と喜びを喚起するような個性重視の授業改善に取り組みます。

地域ぐるみで子どもたちの教育に取り組みます

校長のリーダーシップのもと、自主的・自律的・組織的な学校経営・運営を推進します。全小・中学校に設置されている学校協議会を積極的に活用し、保護者や地域で学習活動をしている住民などの支援を得て、ホームページや学校だよりなど学校の取組や実践を発信する機会を増やします。学校教育活動が保護者や地域住民のニーズなどを的確に把握し、反映しているか、学校教育自己診断結果に基づいて分析し、保護者・地域住民との協働のもと、学校経営・運営を充実します。

教育環境の整備と教職員の授業力向上などの資質向上に取り組みます

既存の教育施設などを最大限活用して校舎・設備・教材を整備し、安全・安心で快適な学校づくりを推進します。また、教職員の意識改革や資質向上を図る研修や各学校における教育活動を支援するため、教育関連の情報の収集・発信や教育相談など、教育センターの機能を充実します。

4. 各主体の主な役割

【市民・NPO】

- ・地域で子どもたちの健やかな成長と安全を支援します。
- ・学校などの運営に積極的に参加します。
- ・総合的な学習の時間などを活用する「わがまちみのお」の学習活動に協力します。
- ・学校が必要とするボランティア活動に主体的に参加します。

【保護者やPTAなど】

- ・家庭教育の重要性を認識し、子どもたちに規則正しい生活習慣などを身につけさせます。
- ・学校などの運営に積極的に参加します。
- ・総合的な学習の時間などを活用する「わがまちみのお」の学習活動に協力します。
- ・学校が必要とするボランティア活動に主体的に参加します。

【行政】

- ・一人ひとりの豊かな育ちと確かな学びをはぐくむ小中一貫教育の推進・充実に努めます。
- ・地域に開かれた特色ある保育所・幼稚園・学校づくりを推進・充実します。
- ・安全で安心な教育環境の整備・充実します。

5. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
中学校 1 年生の不登校出現率(千分率)	市 民 事業者 行 政	11.7	9.7	7.0
箕面市学校ホームページ アクセス数	市 民 事業者 行 政	39,793 件	60,000 件	80,000 件
学校協議会の年間開催数	市 民 事業者 行 政	3 回	4 回	6 回
全国学力・学習状況調査(8 項目)結果 (国の平均正答率以上の種目 率)	市 民 事業者 行 政	75.0%	100.0%	100.0%
全国体力・運動能力、運動習 慣等調査(8 種目)結果 (国平均以上の種目)	市 民 事業者 行 政	50.0%	70.0%	100.0%
小学校高学年の教科担任制 (授業交換含む)実施率	市 民 事業者 行 政	60.0%	70.0%	80.0%

【関連計画】

- ☐ 箕面市教育実施方針
- ☐ 箕面市教育改革プログラム
- ☐ 箕面市小中一貫教育推進計画
- ☐ 箕面市人権教育基本方針

2 子どもも大人も育つまち

2-(4) 生涯にわたって学び、学びを生かせるまちをつくります

1. 現状と課題

本市では、「いつでも」「どこでも」「誰でも」生涯にわたって学習活動ができる環境醸成のため、「ライフステージ」に対応した学習機会の整備が取り組まれ、また、市民の自主的な活動が活発に行われることによって充実してきました。

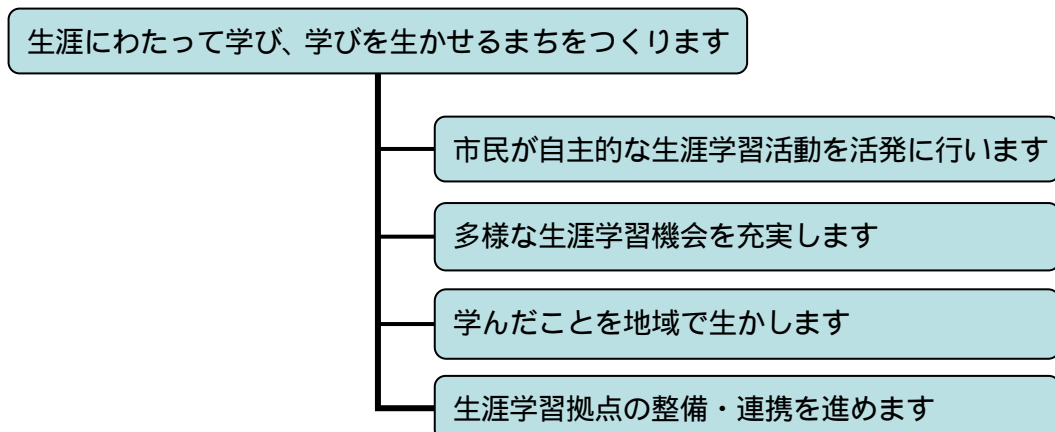
しかしながら、現代社会の変化は激しく、高齢者層、子育て層、青年層、学齢期などいずれの年齢層においても、豊かにさまざまなことを学ぶことが必要となっており、また、地域においてもさまざまな課題があり、生涯学習の役割が一層重要となっています。

このような状況の中、人生や社会のことを知り、世代を超えた交流を促し、みんなで力を合わせて地域の課題を発見し支えあっていくための生涯学習の推進がこれまでも増して求められています。市民が自主的に学び、交流する学習・スポーツ機会が保障されるとともに、学んだことが地域で生かされる取組や地域社会の多様性、つながり、支えあいを生み出すことのできる地域づくりが課題となっています。

2. 基本方針

- ・市民、行政は、多様な媒体を活用して生涯学習情報を分かりやすく、かつ、学習意欲を喚起するよう提供します。
- ・地域の多様性を尊重しながら、ともに生きる地域づくりの課題発見や学習機会を提供するとともに、激変する社会のさまざまな課題について学習する機会提供を充実します。年齢階層別にも課題を的確にとらえ、必要な学習機会の提供を充実します。
- ・学習成果の発表機会を充実させるとともに、学習ニーズと成果活用ニーズをうまく組み合わせる取組を行います。
- ・行政は、安全で使いやすい施設運営を図り、市民は施設の運営に協力します。施設の窓口では、生涯学習の進め方や学んだことの生かし方などを気軽に相談ができるよう取組み、市民は自らのノウハウを生かし、生涯学習を広げます。

3. 取組の体系



（取組の内容）

市民が自主的な生涯学習活動を活発に行います

市民が自主的に生涯学習を活発に行います。その活動を保障、促進するために、行政は、活動の場の提供や生涯学習にかかわる相談業務を充実します。また、行政主催はもちろん市民による活動を含めた講座情報などの提供の充実を図ります。

多様な生涯学習機会を充実します

変動の激しい社会にあって、よりよい生活を保障するためにも、社会的課題の学習機会の充実が求められています。行政は、公民館、生涯学習センターの講座などの充実を図るとともに、大学などとの連携を進めます。市民は、市民企画に積極的に参画したり、自ら社会的課題を含めた多様な学習機会の充実を行います。

行政は、各種スポーツ教室や市民体育大会の開催など通じて、健康の保持増進、体力向上や世代を超えた交流の促進を図るとともに、市民は、市民が主体となる総合型地域スポーツクラブの設立、運営を行い、身近な地域で子どもから高齢者まで生涯にわたって気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

図書館は生涯学習の基盤であり、子どもの豊かな育ちと市民の自己学習、地域のまちづくりを支える情報拠点として、図書館利用の利便性を高めるとともに、デジタル情報も含めた資料提供・相談機能の強化など、暮らしに役立つ図書館として充実を図ります。

学んだことを地域で生かします

生涯学習を通じて学んだことを、より多くの人と共有したり、地域に環流する取組を強化するため、学んだことを地域で生かす機会づくりや学習ニーズと成果活用ニーズをうまく組み合わせる取組を行います。また、地域課題についての学習機会を充実し、豊かな地域づくりにつなげます。

生涯学習拠点の整備・連携を進めます

行政は、生涯学習施設の利便性向上のため公共施設予約システムを利用したサービスの拡大・施設連携の充実を図ります。また、身近なところで生涯学習が行える拠点として小野原西地区に小規模生涯学習拠点を整備するとともに、止々呂美地域・箕面森町においては、交通利便性の向上も踏まえ、隣接する豊能町との広域連携・共同利用の促進を図ります。また、大学や企業が所有するスポーツ施設などの市民利用の拡大を図るため、大学や企業との連携を進めます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・いきいきとした暮らしのために、新しいことを知り、楽しみを増やすよう、生涯にわたって学び続けます。
- ・自主的に学びの場をつくり学習の輪を広げます。
- ・学んだことを地域で生かすことのできる機会や場をつくります。

【自治会やNPOなど】

- ・コミュニティセンターなどを活用しながら、地域の人たちの学習機会を広げます。
- ・地域課題の発見・解決に向けた学習に取り組みます。

【事業者】

- ・包括協定を締結した大学では、地域住民の学習機会の充実などに取り組みます。
- ・働く人たちのリカレント教育の大切さを踏まえ学習の支援を図ります。
- ・公開講座を開催するなどして専門知識などを広く市民の学習に提供します。

【行政】

- ・市民の自主的な生涯学習活動を促進します。
- ・多様な生涯学習機会を充実します。
- ・学んだことを地域で生かします。
- ・生涯学習拠点の整備・連携を進めます。

5. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
生涯学習活動に参加している市民の比率	市民 事業者 行政	50.5%	53%	55%
図書館の貸出冊数 < 個人・団体 >	市民 事業者 行政	1,435,589 冊	1,470,000 冊	1,500,000 冊
スポーツ施設の稼働率	市民 事業者 行政	79.2%	80%	81%
生涯学習センターなどの稼働率	市民 事業者 行政	51.1%	53%	55%
近隣自治体・大学などとの広域連携・市民利用の件数	市民 事業者 行政	3 件	5 件	7 件

【関連計画】

- 箕面市生涯学習推進基本計画
- 箕面市子ども読書活動推進計画
- 箕面市スポーツ振興指針
- 箕面市スポーツ振興計画

3 環境共生さがけのまち

3-(1) 環境にやさしい生活を進めます

1. 現状と課題

温室効果ガスの増加による地球温暖化はさまざまな問題を発生させ、本市にも大きな影響を及ぼす可能性があります。本市においては温暖化問題に取り組む NPO が他市にさがけて立ち上げられ、小学5年生を対象に地球環境問題の授業や環境家計簿の活用を促進するなど先進的な取組が行われてきました。本市も公共施設環境家計簿などの取組を進めています。しかし、依然として本市の温室効果ガスの排出量は増加し続けています。

また、全国にさがけて大型ごみの再生を行う市民工房を設置したほか、資源物の集団回収や経済的手法を活用するなど、さまざまな発生抑制、再使用、再資源化に取り組み、ごみの減量は進みつつあります。しかし、まだ多くのごみが焼却されています。

これらの環境問題について、市民・事業者の意識は向上していますが、必ずしも、実際の行動にはつながってはいません。

このような現状を克服するためには、限られた資源やエネルギーを有効に活用し、自然エネルギーへの切り替えや消費行動の見直し、緑の保全、公共交通機関への転換を行うなど、環境にやさしいライフスタイルへの変革が必要であることを認識し、行動につなげていくことが重要です。これまで行ってきたさがけとなる取組についても改善を図るなど、温室効果ガスの削減に向かって、さらに推進する必要があります。

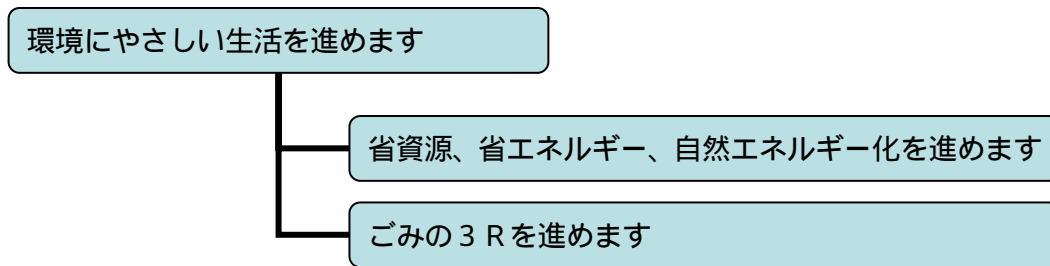
併せて、ごみの発生抑制や再使用、再資源化を推進する循環型社会への転換を実現していく必要があります。

2. 基本方針

- ・市民、事業者、行政は、エコライフ・エコオフィスの取組を進め、省資源化・省エネルギー化をはじめ、自然エネルギーの利用など、環境にやさしいライフスタイルへの変革を進めます。
- ・市民、事業者、行政は、大量消費、大量廃棄を行う生活や事業活動などを見直し、ごみの3R（発生抑制、再使用、再資源化）、分別排出を実践し、循環型社会への転換を進めます。

なお、温室効果ガスの削減には、緑の保全や公共交通機関への転換は大きな柱ですが、これらの方針などについては、3-(2)・(3)で取り扱います。

3．取組の体系



(取組の内容)

省資源、省エネルギー、自然エネルギー化を進めます

市民、事業者、行政は、地縁団体やNPOなどとともに、環境学習、市民講座、さまざまなメディアなどを通じて、電気やガス、水道などの無駄を減らすことの重要性を認識し、省資源、省エネルギー化を進め、太陽光発電などの自然エネルギーや雨水の活用などの取組を広げ、温暖化対策や生活環境への配慮など、環境にやさしいライフスタイル・事業活動を拡大します。

ごみの3Rを進めます

市民、事業者、行政は、それぞれの果たすべき責任と役割を共有し、資源物の集団回収や不要物の有効活用、容器包装の削減を図るなど、家庭ごみや事業系ごみの3Rに努め、自らのライフスタイルや事業活動の見直しを進めます。また、やむを得ず廃棄物となるものは、市などが公害防止などに配慮しながら焼却や埋立を行うなど適正に処理します。

4．各主体の主な役割

【市民】

- ・エコライフの情報収集に努め、自然エネルギーや雨水を活用するなど、電気やガス、水道などの無駄を減らし、環境にやさしい生活をめざします。
- ・家電・機器の買替や住宅の建替、改修にあたっては、省エネルギー化を進めます。
- ・大量消費、大量廃棄を行う生活を改め、物を大事にする生活を実践します。
- ・生ごみ堆肥化などのバイオマスの活用やマイバッグの利用などでごみの発生を抑制するとともに、資源物の集団回収に参加するなど、ごみの分別の徹底や再使用、再資源化を進めます。

【自治会やNPOなど】

- ・個人で取り組みやすい節約のノウハウやエコライフの情報などを普及させます。
- ・エコライフ・エコオフィスの知識や情報の共有化を進めます。
- ・学校や地域での環境学習を推進します。
- ・資源物の集団回収や分別収集、バイオマスの活用の取組など、再使用・再資源化の推進役をめざします。

【事業者】

- ・電気、ガス、水道などの無駄を減らし、資源の有効活用や省エネ機器への切り替えを行うなどエコオフィス化を進めます。
- ・公害を防止するとともに、生活環境にも配慮した事業活動を行います。
- ・事業系廃棄物減量等計画書を策定し、実行します。
- ・レジ袋の廃止や簡易包装に努め、不要物の有効利用を図るなど、事業系ごみの発生抑制や再使用、再資源化を図ります。
- ・やむを得ず排出するごみは適正な分別を行います。
- ・廃食用油や生ごみなどのバイオマスの有効活用を進めます。

【行政】

- ・省エネ住宅、省エネ家電、自然エネルギー機器の普及・促進に努めます。
- ・市民や事業者、学校、地域でのエコライフ・エコオフィスの取組を支援します。
- ・公共施設などの省エネルギー化や自然エネルギーの導入を進めます。
- ・分別収集を徹底し、ごみの発生抑制や資源化を推進します。
- ・集団回収団体・回収業者の再生資源回収の取組を奨励し、集団回収制度を促進します。
- ・事業系ごみの資源化推進モデルとして、公共施設などの剪定枝・生ごみの堆肥化や廃食用油などのバイオマスの有効活用を進めます。
- ・環境クリーンセンター・リサイクルセンターの計画的な管理・保全を行うとともに、当該施設などの更新を視野に入れたごみ処理体制の検討を行います。

5. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
地球環境保全のために意識・行動している市民の割合	市 民 事業者 行 政	44.8% (2007 年)	60%	80%
積極的にごみ減量・資源化に取り組んでいる市民の割合	市 民 事業者 行 政	51.0% (2007 年)	60%	80%
温室効果ガスの削減	市 民 事業者 行 政	別途策定される第 2 次箕面市快適環境づくり計画で設定された数値とする。		

【関連計画】

- 箕面市快適環境づくり計画（2010 年度終了）
- 箕面市地球環境保全行動計画（2010 年度終了）
- 第 2 次箕面市快適環境づくり計画（策定中、箕面市地球環境保全行動計画を含む）
- 箕面市ごみ処理基本計画

3 環境共生さがけのまち

3-(2) 市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります

1. 現状と課題

市街地には、社寺林などの林や巨木が点在しています。こうした資源は地域のシンボルとして市民に親しまれ、一部は市が保護樹林や保護樹木に指定しています。公園や緑地では、市民による美化・緑化活動が展開されています。また、住宅や店舗などの新築、増改築時には、まちづくり推進条例などにより一定基準の緑化が行われているほか、旧来からの住宅地では、生垣などによる緑化が行われています。

しかし、こうしたみどりが維持継続されるためには、市民による地道な取組が必要で、市街地の田畑についても農業者の高齢化や後継者不足などによって、年々減少傾向にあります。

市街地のみどりの保全・育成は、山間・山麓部のみどりとともに、地球環境保全や豊かな住環境の大きな要素であり、市民の不断の努力により保全・育成されるものです。市民の身近なみどりに対する意識の高揚と、地域性や土地利用状況に応じた取組を活発にし、分散・点在しがちな市街地のみどりを線や面として繋げていくことが必要です。

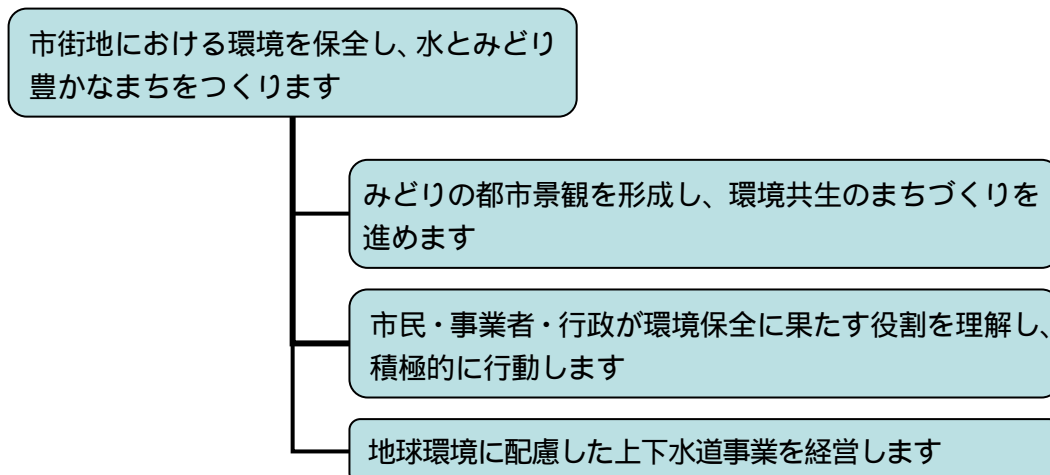
今後、残された空間地や既成市街地での土地利用の変更に際しては、緑化や緑地の保全を図るとともに、環境共生型の建物の普及に努めることなどが課題となっています。

また、重要なライフラインの一つである上水道・下水道の整備はほぼ100%に達していますが、今後は、安全性や安定性の確保とともに環境への配慮が重視されます。

2. 基本方針

- ・市街地の緑化や市街地における緑地、水辺環境の保全を進め、みどりあふれる都市景観の形成とともに、ヒートアイランド対策としての効果を高めます。
- ・市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしつつ互いに連携することにより市街地の緑化や緑地の保全を進めるとともに、みどりや自然エネルギーを生活に取り入れた、快適で環境にやさしい環境型のまちづくりを進めます。
- ・地球環境に配慮しながら、安全、安心が持続する上下水道事業を計画的に推進します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

みどりの都市景観を形成し、環境共生のまちづくりを進めます

公園、道路、河川などの公共空間のみどりと水辺環境を市民協働で心安らぐみどり空間として適切に保全します。また、社寺林などのまとまったみどりや住宅敷地内のみどりなど民有空間のみどりについても地域や個人での積極的な保全活動を支援します。農地についても貴重なみどり空間として維持していけるよう農業者だけでなく市民とも連携した取組を推進します。

市民・事業者・行政が環境保全に果たす役割を理解し、積極的に行動します

地球環境保全などの市民・事業者の意識を高めるとともに、国、府の補助金支援施策などを積極的に活用することによる省エネルギー化やみどりや風・太陽光などの自然エネルギーを取り入れた環境共生型の住宅や事業所の普及・促進に努めることを通じて快適で環境にやさしい循環型のまちづくりを推進します。

地球環境に配慮した上下水道事業を経営します

上下水道事業は、計画的な改築・更新、効率的な維持管理を図り、環境・エネルギー対策と同時に低コストの事業運営に努め、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインとして、安定的、継続的な経営を行います。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・自宅の庭や生垣、ベランダなどでの植栽活動など家庭での緑化や環境共生型住宅への転換に努めます。
- ・身近な緑地や水辺環境保全の取組に積極的に参加します。
- ・農地を農業者以外の市民も含め市民協働で支えていく活動、地産地消などを促進します。
- ・農業者は優良な農地の保全と安全・安心な農産物の安定供給に努めます。
- ・雨水の散水利用や地面への浸透、水道水の節水及び下水（污水）の適切な排水に努めます。

【自治会やNPOなど】

- ・まとまった林や巨木などを地域ぐるみで守っていく活動を行います。
- ・地域の身近な公共施設である公園や街路樹などの自主管理活動を通じたみどりの維持、保全活動を行います。
- ・市街地のみどりを守るため、情報やノウハウを共有し情報発信するコーディネーターの役割を担い、相互にネットワークを広げます。
- ・地域における緑化協定などのルールづくりを行います。
- ・市民や事業者に対して環境共生型建物の普及・啓発に努めます。
- ・地域における緑地や水辺環境保全に取り組みます。
- ・市民や事業者に対して、雨水活用の普及・啓発、水道水の節水及び下水（污水）の適切な排水を啓発します。

【事業者】

- ・寄附、市民活動への支援などを通じて、緑化における地域貢献を積極的に行います。
- ・事業所の緑化や環境共生型事業所への転換に努めます。
- ・地域における緑地や水辺環境保全の取組に協力します。
- ・雨水の散水利用や地面への浸透、水道水の節水及び下水（汚水）の適切な排水に努めます。

【行政】

- ・市民や企業が行う緑化活動を支援します。
- ・公園、道路、河川などの計画的整備と市民協働による維持管理を推進します。
- ・条例などの適正な運用や地域の取組を支援することにより、市街地の緑化を誘導します。
- ・環境共生型建物の普及に努めます。
- ・地域と共に市街地の緑地保全や水辺環境の保全に取り組みます。
- ・雨水の散水利用や地面への浸透、水道水の節水及び下水（汚水）の適切な排水に努めます。
- ・上下水道施設の計画的・効率的な整備・保全に取り組み、経済的な事業運営に努めます。

5. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
緑化空間面積	市 民 事業者 行 政	(精 査 中)	(精 査 中)	(精 査 中)
市民が民有地で行う 緑化活動箇所数	市 民 事業者 行 政	77 (保護樹木・ 樹林)	(みどりファ ント 助成箇所 数:助成対象 を検討中)	(みどりファ ント 助成箇所 数:助成対象 を検討中)
上水道経常収支比率	市 民 事業者 行 政	109.2%	100%以上	100%以上
下水道経常収支比率	市 民 事業者 行 政	115.4%	100%以上	100%以上

経常収支比率…経常費用に対する経常収益の割合を表すもので、この数値が 100%以上の場合
は単年度黒字を示します。

【関連計画】

- 箕面市都市計画マスタープラン
箕面市の市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方
- 箕面市都市景観基本計画
- 箕面しみどりの基本計画
- 箕面市新農業基本指針
- 箕面市地球環境保全行動計画
- 箕面市上下水道事業経営ビジョン
- 箕面市快適環境づくり計画

3 環境共生さがけのまち

3-(3) 人と環境にやさしい交通体系を整えます

1. 現状と課題

本市の交通は、国道 171 号や 423 号など主要な道路が縦横に結ばれ、都心へのアクセス性は公共交通（鉄道・バス）よりも自動車によるアクセスが良いこともあり、自動車に過度に依存している状況です。

また、高齢化の進展や環境問題の深刻化が進む中で、歩行者・自転車の安全確保や環境に配慮した交通ネットワークの拡充・保全などを図ることも課題となっています。

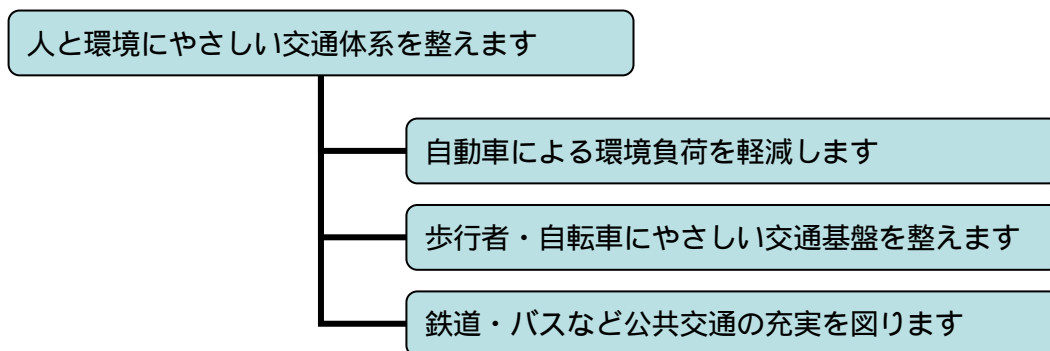
今後、高齢化の進展により、自家用車の運転を控える市民が増えることや環境負荷の軽減などを図るために、鉄道やバスなどの公共交通の充実がますます重要となります。

しかし、都市における鉄道の延伸は、事業費が巨額となることから、市財政への影響が懸念されます。

2. 基本方針

- ・市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより低公害車の普及と公共交通への転換を進めます。
- ・歩行者・自転車の安全確保や環境に配慮しながら円滑な交通ネットワークの形成を進めます。
- ・利用者である市民、公共交通を運行する交通事業者と行政が協力・連携し、鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実を図ります。

3. 取組の体系



(取組の内容)

自動車による環境負荷を軽減します

自動車から発生する温室効果ガスを削減するため、鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性向上や積極的な情報提供などにより、自動車から公共交通機関への利用転換が進むように、市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携し、低公害車の普及及び公共交通利用促進を進めます。

歩行者・自転車にやさしい交通基盤を整えます

歩行者・自転車の市内移動に関して、安全性や快適性・利便性の向上が図れるよう歩行者空間や自転車走行空間の環境整備を行うことで自転車のみちなどの道路ネットワークを形成することや駐輪場の整備改修を進めます。

また、環境に配慮しながら円滑な道路交通ネットワークの拡充・保全を進めます。

鉄道・バスなどの公共交通の充実を図ります

利用者である市民、公共交通を運行する交通事業者と行政が協力・連携し、鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実を図ります。特に、鉄道の延伸に関しては、過度な財政負担とならないよう関係者と協議を進め、新駅を中心とした総合交通体系の確立をめざします。

4 . 各主体の主な役割

【市民】

- ・低公害車への転換に努めるとともに、自家用車の利用を控えバスなどの公共交通の利用に努めます。
- ・歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制などに協力します。
- ・円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・改修工事などに協力します。
- ・鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に向けた取組に積極的に参加します。

【自治会やNPOなど】

- ・市民や事業者に対して、低公害車への転換や公共交通の利用促進に向けた啓発に努めます。
- ・歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制などに協力します。
- ・円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・改修工事などに協力します。
- ・鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に向けた取組に積極的に参加、協力するとともに、地域住民・市民・事業者への啓発に努めます。

【事業者】

- ・低公害車への転換に努めるとともに、通勤、業務時の車の利用を控えバスなどの公共交通の利用に努めます。
- ・歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制などに協力します。
- ・円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・改修工事に協力します。
- ・鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に向けた取組に積極的に参加、協力します。

【行政】

- ・低公害車の普及に努めるとともに、公共交通の利用促進策に取り組みます。
- ・歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制及び駐輪場の整備改修などに取り組みます。
- ・円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・改修工事に取り組みます。
- ・鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に取り組みます。また、公共交通の利用者である市民と一体となって取り組むため、積極的な情報提供に努めます。
- ・広域的な交通基盤の整備にあたっては、環境への配慮に努めるとともに、過度な財政負担の軽減に向けて事業費の縮減や負担の平準化に取り組みます。

5. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
自家用車の分担率 ₁	市 民 事業者 行 政	37%	33%	29%
自転車のみちネットワーク 化計画の整備延長	市 民 事業者 行 政	0m	36,000m	72,000m
鉄道・バスの1日の乗降客数 ₂	市 民 事業者 行 政	68,256 人	70,000 人	123,000 人

1 分担率...移動する際に使った主要な交通手段の割合

2 乗降客数...2020 年(平成 32 年)の目標値は、鉄道の延伸を前提とした数値

【関連計画】

- 箕面市交通体系マスタープラン(2010 年度終了)
- 箕面市道路整備指針
- 箕面市自転車のみちネットワーク化計画

4 「箕面らしさ」を生かすまち

4-(1) 豊かな自然環境を守ります

1. 現状と課題

北摂山系は府内でも有数の自然環境が残る貴重な自然の宝庫であるとともに、山麓部のみどりは、本市のシンボルでもあります。さらに、市街地の大規模な公園や農地、社寺林などは「みどりの拠点」となり、中小河川や街路樹は「みどりの軸」として山間山麓部から市街地への連続性を確保しています。これらのみどりは、市民生活に安らぎや癒しをもたらす、水源の涵養、良好な景観、防災や環境保全、生きものの生息空間として重要な役割を果たしています。

かつての北摂山系は、身近な里山や林業地として活用されていましたが、高度成長期を経て、その必要性が低下し、植生は変化し、開発圧力が高まりました。

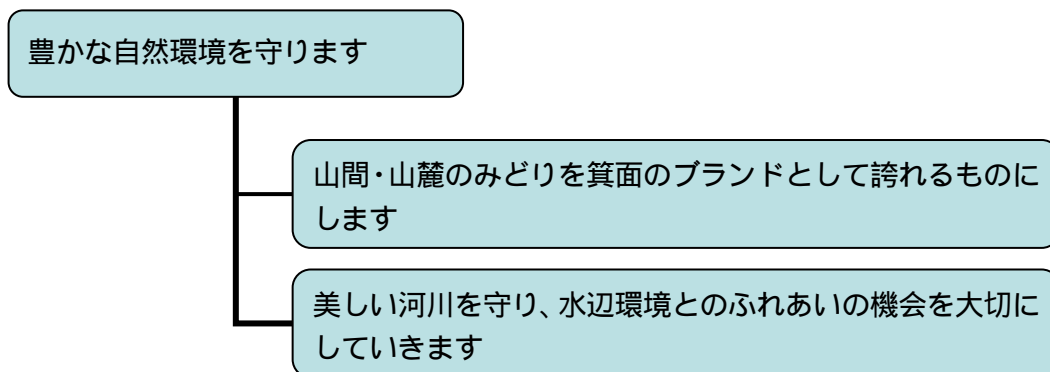
これらの豊かな自然環境を保全するため、山間部では、「国定公園特別地域」などの指定、山麓部では「山なみ景観保全地区」の指定、『山麓保全アクションプログラム』の策定、公益信託「みのお山麓保全ファンド」の創設など、さまざまな法規制や活動支援の仕組みが整えられました。

こうした仕組みを活用した山麓保全活動は一定の広がりを見せていますが、山間部を含めるとまだまだ十分とはいえない状況にあります。今後とも市民、事業者は単にみどりの恩恵を享受するだけでなく、日ごろからみどりがもたらす多面的な価値を再認識し、みどりにかかわることが求められています。

2. 基本方針

- ・みどり豊かな自然環境を、箕面のブランドとして守り育てます。自然環境からの恩恵を享受するだけでなく、自然環境がもたらす多面的な価値を再認識し、保全と創出に努めます。
- ・河川やため池を水に親しみ潤いを感じることのできる水辺環境として、ふれあいや体験の機会を大切にしながら保全していきます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

山間・山麓のみどりを箕面のブランドとして誇れるものにします

箕面のブランドとして大きな要素となっている山間・山麓部のみどりを、山林所有者・市民・行政が協働で保全する取組を進めます。森林とのふれあいを通じた人との共生を図る観点から森林施業を推進するとともに、市街地から眺望できる山なみ景観を今後も市民の宝として保全します。

美しい河川を守り、水辺環境とのふれあいの機会を大切にしていきます

山から市街地へみどりや自然の恵みを運ぶ河川やため池を、水に親しみ潤いを感じることのできる水辺空間として環境づくりを行います。

地域としてのかかわりを深めるために、市民主体による河川清掃、ふれあいの機会や学習・体験の機会を増やします。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・自らの生活と豊かな自然環境とのかかわりについて認識を深めるよう努めます。
- ・環境林としての活用や市民参加型の森づくりを進めることで、親しみながら豊かなみどりを保全し、守り育てます。
- ・山間・山麓部や河川などでの清掃や自然保護活動に積極的に参加します。

【自治会やNPOなど】

- ・地域に暮らす市民として、自治会やNPOなどが協力して自然環境の保全に努めます。

【事業者】

- ・企業市民として、地域における市民の取組の支援や協力・連携を図るなど、自然環境の保全に努めます。

【行政】

- ・国や府との連携を一層深めて、環境、農林、防災面などから山間・山麓保全をはじめとしたみどり行政を推進します。
- ・山林所有者、市民、NPO・事業者と連携し「山麓保全アクションプログラム」を推進します。
- ・森林の水土保全機能を維持するとともに、市民などに憩いと学びの場を提供するための森林整備を推進します。
- ・河川とのふれあいの機会を増やし、適正な維持管理を推進します。
- ・箕面らしい自然環境の保全と創出にむけて、制度や法的枠組みを整えます。
- ・生態系への影響を少なくするための方策を積極的に取り入れて、自然環境の保全に努めます。

5 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
山麓ファンド助成事業の年間延べ参加者数	市 民 事業者 行 政	(精 査 中)	+ 10%	+ 20%
市民による河川、ため池での清掃美化活動団体数	市 民 事業者 行 政	11 団体	13 団体	15 団体
豊かな自然環境の保全に対する満足度	市 民 事業者 行 政	57%	59%	61%

「豊かな自然環境の保全に対する満足度」は、市民意識調査の指標を百分率に換算しています。

【関連計画】

- 箕面市都市計画マスタープラン
 - 箕面市の市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方
- 箕面市都市景観基本計画
- 箕面しみどりの基本計画
- 箕面市山麓保全アクションプログラム
- 箕面市森林整備計画
- 箕面市快適環境づくり計画

4-(2) 住まい・まちなみ景観を大切にします

1. 現状と課題

本市は、独自条例により、山間・山麓部の保全を図りつつ、自然環境を生かした個性ある良好な住環境をもった、落ち着いたある市街地を形成してきました。

既成市街地における課題は、建替えなどの土地利用更新時に、いかにしてまちなみや住環境を維持・向上させていくかであり、市民との協働により地区レベルでのルールづくりを行うなど地区の特性を生かしたまちづくりを実現していく必要があります。

新市街地においては、箕面森町、彩都などで建設事業が進められていますが、良好なまちなみ、住環境の形成と生活利便施設の誘導や公益施設の整備など魅力的なまちづくりを事業者と十分に調整しながら進めていく必要があります。

また、まちなみ景観には、地域で受け継がれてきた資源や特性、人々の暮らしが映し出されることから、地域の環境を良くする取組の中で、景観にも目を向け、暮らしを快いものにしていくことが不可欠です。しかし、快適で魅力のある暮らしが重視されるようになった一方で、建築様式、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、特性を見いだしにくい地域が増えています。また、遠方からの見え方を重視したロードサイドショップの意匠やチェーン店の画一的な意匠には、本市の地域性である北摂山系の山なみを背景としたみどり豊かなまちなみ景観にそぐわないものもあります。

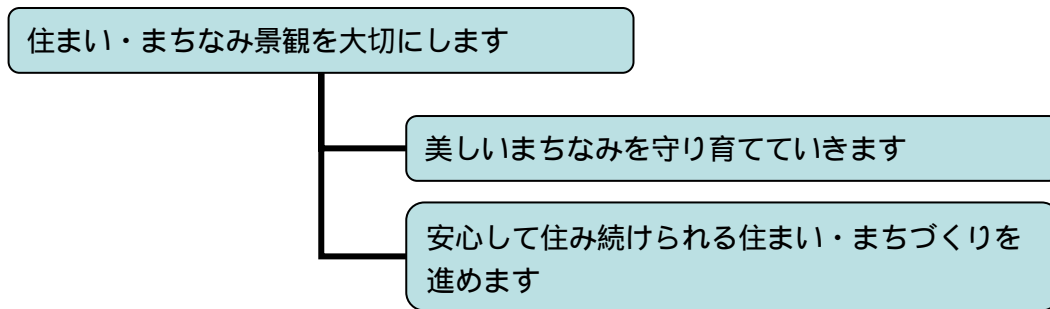
まちなみ景観を形成する要素の大半は住宅や事業所、広告物などであるため、行政だけでなく、市民や事業者も景観形成の主体として重要な役割を担っていることを認識し、今後、主体的な取組が広がり、めざすべき景観を共有することが求められています。

また、少子・高齢化が進行する中で、活力と魅力のある住宅地を維持していくため、多様な人々が安心して住み続けられる住まい・住環境を築いていく必要があります。

2. 基本方針

- ・既成市街地では、地元の合意に基づいた地区計画・建築協定・都市景観形成地区などの活用により、良好なまちづくりを市民・事業者・行政の協働で進めます。
- ・箕面森町、彩都などの新市街地では、事業者と協力・調整しながら都市計画などの手法を活用し、まちなみ景観や住環境に優れた生活利便のあるまちづくりを進めます。
- ・山なみのみどりと一体となったみどり豊かなまちなみ景観を形成します。
- ・地域の特性を伸ばし、いきいきとしたまちなみ景観をはぐくみます。
- ・高齢者・障害者市民や子育て世帯など、多様な人々がそれぞれのライフスタイルやライフステージに応じて安心して住み続けられる住まい・まちづくりを進めます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

美しいまちなみを守り育てていきます

景観計画及び都市景観条例を適切に運用し、既成市街地では、これまではぐくまれてきた地域特性を生かしつつ、景観重要建造物などの良好な景観資源を適切に保全、活用し、魅力的なまちづくりを進め、箕面森町や彩都などの新市街地では、山なみと調和したみどり豊かで魅力的なまちづくりに取り組み、良好な景観形成を誘導します。

また、市民・事業者・行政の協働で、地区の特性に応じた魅力あるまちづくりを推進するため、NPOや景観整備機構などと連携して、景観に対する市民、事業者の意識高揚を図るとともに、市民主体による地区の住環境に関するルールづくりを推進します。

安心して住み続けられる住まい・まちづくりを進めます

バランスのとれた地域社会の形成のため、高齢者世帯や障害者世帯、子育て世帯など、多様な世帯が安全に安心して住生活を営める環境を整備します。また、これまでに造られてきた良質な住宅ストックを有効に活用するため、空き家の有効活用や、現在居住している住宅の適切な維持管理や改善ができる環境を整備します。

地域がもつ魅力を生かしながら課題を解消していくため、市民、事業者、行政がそれぞれの特徴や能力を発揮できるよう、的確な役割を示すとともに、情報提供を行う仕組みを構築し、住生活を持続的に支える取組を進めます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・住まいやライフスタイルがまちの景観を創り、自らが景観形成の主体であることを認識します。
- ・宅地内の緑化など、周辺に配慮した良好な環境づくりに努めます。
- ・住まい周辺の景観や住環境に関心を持ち、地域の特性を多くの人と共有するとともに、地区の住環境に関するルールづくりやまちづくり活動に参加します。
- ・住まいの耐震性の確保や環境への配慮を行うことで、自らの住生活の向上とともに、社会財となる住宅ストックの形成に寄与します。
- ・住み慣れた住宅に住み続けられるよう、バリアフリー化などを進めます。

【自治会やNPOなど】

- ・タウンウォッチングや地区の安全点検、景観資源の点検など地区住民自ら地区内の環境を確認する取組を進めます。
- ・地域の個性を生かした住環境に関するルールを検討します。
- ・市民が主体となった景観形成の取組について広く啓発します。

【事業者】

- ・まちづくり推進条例や都市景観条例を遵守し、本市にふさわしい良質な住まいの供給と適切な運営管理を行うとともに、事業所の外観や広告物などについて周辺のまちなみへの配慮を行います。
- ・地域の特性や、長い時間をかけて親しまれてきた景観資源、あるいは地域のコミュニティへの理解を深め、地域性に配慮した開発・建設を行います。
- ・地域に愛され、人々の暮らしににぎわいや活力を与える景観をはぐくみます。
- ・高齢者や障害者市民、子育て世帯などが民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう協力や支援を行います。

【行政】

- ・良好なまちなみ景観や住環境を誘導するため、まちづくり推進条例にもとづく規制誘導や都市景観形成事業を推進するとともに地元住民発意の地区独自のルールづくりなどの取組を支援します。
- ・高齢者世帯や障害者世帯、子育て世帯など誰もが安全に安心して暮らせる住まい・住環境に関する施策を推進します。
- ・箕面森町、彩都などの新市街地については、事業者とも調整を行いながら、地区計画の策定など魅力あるまちづくりを進め、着実な人口定着をめざします。
- ・都市景観基本計画の実現に向け、都市景観条例や景観法など各種制度を適切に運用し、箕面らしいまちなみの形成に努めます。
- ・高齢者世帯や障害者世帯、子育て世帯など誰もが安心して暮らせるよう、市民や事業者に対する情報提供などを行います。
- ・良質な住環境の形成と多様なタイプの住宅供給が両立するよう、地域の特性に応じた規制誘導をめざします。
- ・公的住宅のストック活用を進め、住宅の確保に配慮が必要な世帯の居住の安定に努めます。

5 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
住環境と住宅に対する満足度	市 民 事業者 行 政	57%	59%	61%
美しい景観形成に対する満足度	市 民 事業者 行 政	58%	60%	62%
地区まちづくり計画の数	市 民 事業者 行 政	20 件	22 件	24 件
長期優良住宅の認定戸数	市 民 事業者 行 政	0 戸 (2009 年)	240 戸	480 戸
住宅の耐震化率	市 民 事業者 行 政	74% (2007 年)	90%	92%

「住環境と住宅に対する満足度」及び「美しい景観形成に対する満足度」は、市民意識調査の指標を百分率に換算しています。

【関連計画】

□箕面市都市計画マスタープラン

箕面市の市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方

□箕面市都市景観基本計画

□箕面市山麓保全アクションプログラム

□箕面市みどりの基本計画

□新・箕面市住宅マスタープラン

□箕面市耐震改修促進計画

□箕面市営住宅ストック活用総合計画

4 「箕面らしさ」を生かすまち

4-(3) 歴史・文化を後世に伝えていきます

1. 現状と課題

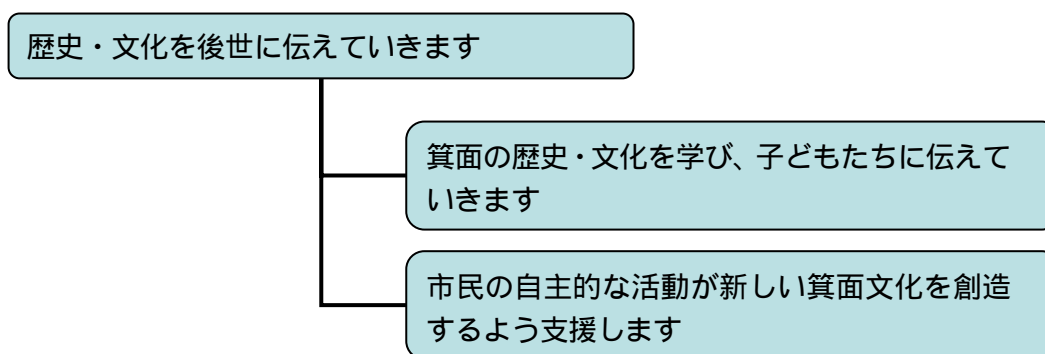
本市には、山岳信仰の場として知られる名勝箕面山をはじめ、地域に伝わる祭りや行事など、市内各地に豊かな歴史と伝統が残っています。近年は、地域の市民やNPOの力によって、途絶えていた行事が復活するなどの動きも出ています。また、文化振興の分野においては、市民の自主的な活動への援助を通して市民文化の高揚を図ってきました。

歴史と伝統を後世に伝えていくためには、文化財や歴史資料の保存はもとより、市民が箕面の歴史や文化について知り、触れる機会をつくることや、地域の市民や団体などと協力して伝統的な行事などが引き継がれるような取組が必要です。一方で、市民の自主的な文化活動が、新しい箕面の文化として定着し、さらに発展していくような仕組みづくりを行っていくことが必要です。

2. 基本方針

- ・市民が箕面に愛着と誇りを持てるよう、文化財や歴史資料は貴重な財産として保存し、広く展示するとともに、本市の歴史や文化に触れ、学べる機会を増やします。
- ・市民の自主的な文化活動が、世代や地域を越えた人の交流を生み出す新しい箕面の文化として定着し、さらに発展するよう支援制度を整え、箕面の新たな魅力として発信します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

箕面の歴史・文化を学び、子どもたちに伝えていきます

箕面の歴史・文化について学び、誇りを持って子どもたちに伝統を守ることの大切さや貴重な価値について正しく伝えていけるよう、市内各地に残る伝統的な行事を紹介していきます。また、文化財や歴史資料の収集・保存を進め、郷土資料館の企画展などの取組を通して、知り、触れる機会を充実させます。

市民の自主的な活動が新しい箕面文化を創造するよう支援します

箕面の歴史・風土をもとに、伝統に根ざした市民の自主的な活動が新しい文化を創造し、箕面文化として生育し、市民が郷土として誇りを持ち、長く受け継がれるよう、人・団体・活動の輪を広げるための情報提供などを行い、さらに発展していくように仕組みづくりを行います。

4．各主体の主な役割

【市民】

- ・箕面の歴史や文化について学び、誇りを持って子どもたちに伝えていきます。
- ・地域の伝統的な行事などに積極的に参加します。
- ・人・団体・活動の輪を広げます。

【自治会やNPOなど】

- ・地域の伝統的な行事などに協力し、後継者を育てる環境をつくります。

【事業者】

- ・地域とともに伝統文化の継承、新しい文化の発展を支援します。

【行政】

- ・文化財や歴史資料の保存とともに、展示やセミナーを通して、市民が箕面の歴史や文化に触れる機会を充実させる。
- ・市民の自主的な文化活動を推進する仕組みをつくります。

5．成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
郷土資料館企画展の来場者数	市 民 事業者 行 政	17,000 人	18,000 人	19,000 人
市民協働で実施する(財)文化振興事業団主催の文化イベントの数	市 民 事業者 行 政	14 件	20 件	25 件

4 「箕面らしさ」を生かすまち

4-(4) 新たな魅力創出によって観光・産業を活性化します

1. 現状と課題

本市の観光・産業のあり方については、まず観光において、従来の「通過・消費型」「飲食・宴会を楽しむ」観光から、近年、「触れ合い型」「滞在型」「地域文化を観る」などの観光へと変化しています。このように人々の趣向の変化により、自然や“まち”の歴史や文化など、その地域の特性を生かした観光振興などの取組が課題となっています。

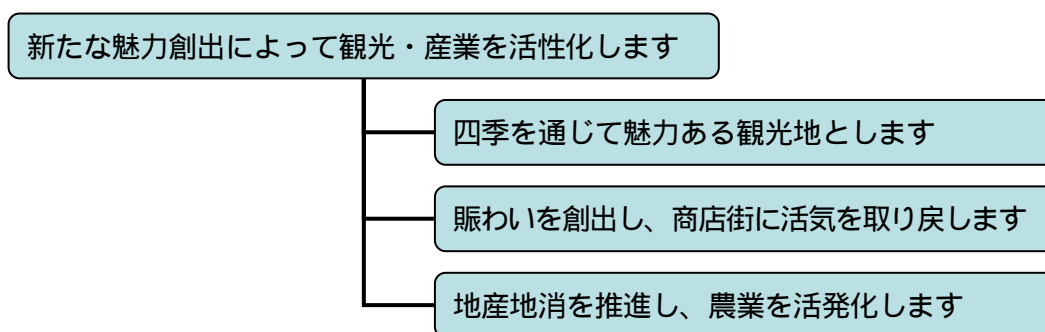
一方、産業では、近年、地域商業の核である商店街は、経済不況や店主の高齢化などにより空店舗の増加や退店など厳しい経営環境に置かれています。このため、地域商業をまちづくりの重要な担い手として位置づけ、市民と商業者が協働して地域に貢献することで、地域商業の活性化をめざす取組が必要です。

また、農業については、近年の農業従事者の高齢化と担い手不足、後継者問題が深刻です。一方「食の安全」、「自給率向上」など農業に対する市民意識も高まっています。各主体が協力して地産地消の取組を進め、持続可能な営農支援などの農業政策の取組が必要です。

2. 基本方針

- ・市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、地域の特性を生かした観光・産業の振興を図り、農業の継続にも配慮します。
- ・滝道を訪れる多くの観光客に自然を満喫してもらうとともに、併せてまちなかに誘導を図り、回遊性を高め、観光と商業の両面からまちの活性化・賑わいを創出します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

四季を通じて魅力ある観光地とします

紅葉の時季だけでなく、四季を通じて観光客を誘致するため、豊かな自然や歴史を背景に地域資源を再評価し、新たな観光スポットや回遊コースを創出します。

市内各所に点在する地域資源に興味を持ってもらうことにより、観光地としての魅力や価値を再認識してもらいます。また、事業者は来訪者に気持ちよく過ごしてもらうため、おもてなしの心を醸成し、市全体が一体となっておもてなしができる環境を整えます。

賑わいを創出し、商店街に活気を取り戻します

地域の商業サービスの核として、また地域コミュニティの要としての商店街に、活気、活力を取り戻します。そのために、空き店舗の積極的な利活用、個店の経営強化や人材育成、地域資源の活用による観光業・農業との連携などの方策を取り、商店街に人の集う賑わいのある場づくりを進めます。商店街の魅力の向上が、地域のつながりやふれあいの要であることを共有し、賑わいづくりの一員として商店街に活気をもたらします。

地産地消を推進し、農業を活発化します

農業従事者の高齢化と担い手不足などの後継者問題の解消のため、農業サポーター制度などを活用し、これらに悩む農業者に営農を継続しやすい環境を整備します。

地産地消を推進し、農業に関心を持つ方には農業に携わり援農や技術習得、農業者との交流する機会を提供し、かけがえのない農業を守ります。また、遊休化した農地を市民農園として活用し、市民が農業に親しむ機会を提供するとともに、地元でとれた新鮮な野菜を提供する朝市を積極的にPRし、市民の農業への関心を高めます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民自らがまちを再発見し、地域への愛着の醸成や内外への情報発信に努めます。
- ・地域商業は、まちに欠かすことができない存在から地域商業の大切さを再認識します。
- ・市民が朝市や農業体験などを通じて地産地消に積極的に協力し、農業の大切さや関心を高めます。

【自治会やNPOなど】

- ・箕面の新たな魅力づくりのため、市民や事業者などと連携するとともに、新たな事業の実施主体として活動します。

【事業者・生産者】

- ・来訪者へのおもてなしの心の醸成を図ります。
- ・個店の魅力を高め顧客のニーズへの対応を図るとともに、コミュニティの場づくりを進めます。
- ・食の安全に根ざし、農薬管理指導士の養成と農業者へのトレーサビリティ（生産履歴）の徹底を図るなどして、安定的な農産物の供給に努めます。

【行政】

- ・四季折々の魅力を市内外に提供・発信し、本市に「住みたい」「住み続けたい」と思う人を増やします。
- ・各種関係機関と連携し事業者づくり・人材育成を支援します。
- ・農業への関心を高めるとともに、営農支援策の実施と農業施設の整備・改善を図り、営農が続けられるよう支援します。

5 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
府営箕面公園の観光客数	市 民 事業者 行 政	108.8 万人	115 万人	125 万人
商店街の空き店舗数	市 民 事業者 行 政	40 店舗	30 店舗	20 店舗
市民農園数	市 民 事業者 行 政	14 力所	20 力所	25 力所
農地面積	市 民 事業者 行 政	214ha	現状維持	現状維持
朝市の開催箇所数	市 民 事業者 行 政	11力所	13 力所	15 力所

商店街の空き店舗数の対象商店街などの数 18

【関連計画】

- ☐ 箕面市商業活性化ビジョン
- ☐ 箕面市中心市街地活性化基本計画
- ☐ 箕面市新農業基本指針

4 「箕面らしさ」を生かすまち

4-(5) 都市の魅力を高め、誰もが住んでみたいと思うまちをつくれます

1. 現状と課題

本市の都市としての魅力は、豊かな自然環境、良好なまちなみ景観、豊かな歴史と伝統などを基盤とし、観光や農業その他の産業が加わって、総合的に極めて高いものとなっています。

しかしながら、これらの地域資源は、とかく壊れやすく失われやすいものです。かけがえのない市民の財産としてこれらの地域資源を次世代に引き継いでいかなければなりません。

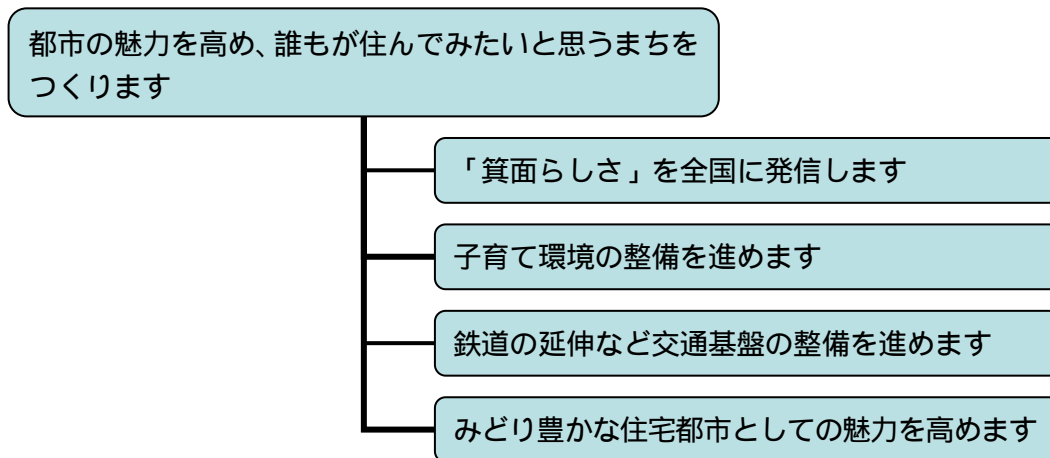
さらに都市の魅力を上げるためには、これらの地域資源を活用し、磨きをかけることに加えて、さまざまな取組が必要です。子育てしやすい環境を整えることによって、子育て世代の流入を促進し、みどり豊かな住環境を守りながら、鉄道の延伸など都市交通基盤を整備することによって、市内外への移動が便利で暮らしやすく、他市の人から羨ましがられるまちにしていけることが求められています。

そして、それらを「箕面らしさ」として全国に発信し、本市の評価を高める取組が必要です。

2. 基本方針

- ・「箕面らしさ」を全国に発信し、箕面のブランド力を高めます。
- ・既存の地域資源を協働して守り育てるとともに、新たな箕面の魅力を上げる取組を進めます。

3. 取組の体系



（取組の内容）

「箕面らしさ」を全国に発信します

報道機関などへの情報提供活動を強化するとともに、市外の各種イベントへの参加などを通じて、既存の地域資源のPRとともに、新たな都市の魅力を積極的にPRします。また、中心市街地の活性化の取組やまちづくりの取組など、市民・事業者が行う箕面の魅力を上げる取組を支援します。

子育て環境を整備します

保育所や子育て支援センターなどの充実、幼稚園での預かり保育や長時間保育の推進などにより、就学前保育の保障を図るとともに、学童保育の入所枠の確保、子どもの自由な遊び場と時間の確保、子育てサークルや子育て世帯への情報提供を一層強化します。

また、すべての中学校区で小中一貫教育に取り組み、少人数指導・習熟度別指導など指導方法を一層工夫するとともに、個性重視の授業改善に取り組むなど、市外の人たちから注目される子育て環境を整備します。

鉄道の延伸など公共交通の充実により都市としての魅力を高めます

鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通を充実させることによって、かやの中央や船場地域の魅力をさらに高め、にぎわいや交流の拠点として多くの人々が訪れてみたくなるまちづくりを進めます。

みどり豊かな住宅都市としての魅力を高めます

箕面のブランドとして大きな要素となっている豊かなみどりに包まれた環境と良好なまちなみ景観を守りながら、市民・事業者・行政の協働で、地域の特性に応じた、誰もが住んでみたいと思うまちづくりを進めます。

4．各主体の主な役割

【市民】

- ・箕面の魅力を他市の人にPRします。
- ・箕面市民として誇りを感じて行動します。
- ・地域のイベントや活動に積極的に参加します。

【自治会やNPOなど】

- ・地域資源の発掘に協力します。
- ・地域の課題を自ら発見し、地域での解決に努めます。

【事業者】

- ・箕面の魅力を高める取組、イベントなどに協力します。
- ・箕面の魅力を高める商品開発や店舗展開に努めます。

【行政】

- ・あらゆる機会をとらえて箕面の魅力を全国にPRします。
- ・箕面の魅力を高める市民や事業者などの取組を支援します。
- ・「箕面らしさ」を発掘するため、行政の業務を点検し、関連業務の調整をします。

5 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
住んでみたい街ランキング	市 民 事業者 行 政	19 位	10 位	5 位
新聞に箕面市関連記事が 掲載された件数	市 民 事業者 行 政	(精査中)	(精査中)	(精査中)
子育てしやすいまちと 思っている市民の割合	市 民 事業者 行 政	66.3%	(精査中)	(精査中)
かやの広場で開催される イベントの数	市 民 事業者 行 政	110 件	(精査中)	(精査中)
全国平均値に比べての船場 の地価上昇率	市 民 事業者 行 政	(精査中)	(精査中)	(精査中)
まちなみの美しさに関する 満足度	市 民 事業者 行 政	64.7%	(精査中)	(精査中)

5 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち

5-(1) 地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくります

1. 現状と課題

地域コミュニティは、住民の自治会離れ・地域離れが進む一方、従来から地域の公共を支えてきた各種市民活動団体の組織活動に加え、教育や環境などテーマ性を持つ住民の自主的な活動が芽生えてきています。こうした中、小学校区など一定のまとまりをもった地域の視点から見ると、各団体間の役割や活動を相互に調整する機能がないため、結果として団体間の活動の重複や災害時の対応などの地域課題が顕在化してきています。

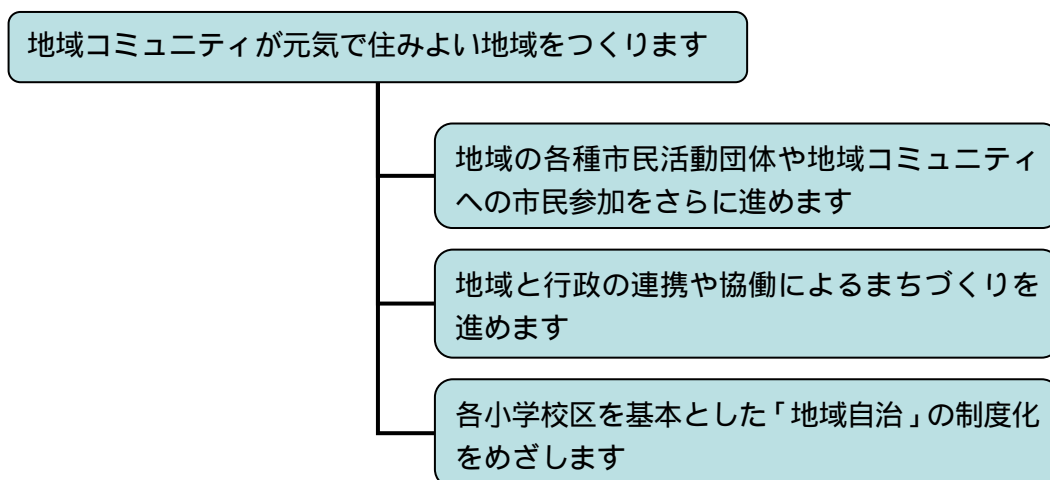
これは、行政が縦割りのまま各団体との調整を進めてきた結果でもあり、今後地域主体のまちづくりを進めるにはこうした弊害をなくし、行政も地域もともに横の連携を図りながら地域コミュニティ再生の方向を探る必要があります。

そこで、「自分たちのまちは、自分たちで住みよいまち、元気なまちにしていこう」という地域の住民自治の考え方に基づき「新たな地域コミュニティの確立」をめざしたまちづくりを進めていくことが求められています。具体的には、各小学校区を基本単位とした「地域自治」の制度化をめざして、地域が「自助・共助・公助」の枠組みを市民主体で構築し、新しい「地域と行政」の関係を構築することが課題となっています。

2. 基本方針

- ・自治会活動をはじめ地域のさまざまな団体が協力して助け合いの輪を広げます。
- ・地域と行政の連携や協働によるまちづくりを進めます。
- ・地域の将来像やまちづくりプランなどを地域コミュニティが中心となって策定します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

地域の各種市民活動団体や地域コミュニティへの市民参加をさらに進めます

自治会をはじめ地縁団体への市民参画を高めることにより、地域の人々の間に顔の見える関係をつくり、住民自らが地域活動の活性化をめざします。併せて、インターネットを活用したSNS（地域掲示板）などを立ち上げ、住民と地域をつなぐ機会を提供し、人と人とのつながりを強くしていきます。

地域と行政の連携や協働によるまちづくりを進めます

地域コミュニティの抱える問題や課題を解決するため、市民、行政、地縁団体、NPOなどの協働による仕組みを構築し、“ 互助・共助 ” のネットワークを形成します。また、地域リーダーと共に住民間の利害関係を調整しながら地域の仕組みを整える専門家として地域コーディネーターを養成するための研修を行い、それらの人材を核とした地域コミュニティづくりを進めていきます。

各小学校区を基本とした「地域自治」の制度化をめざします

コミュニティセンターを拠点とする小学校区程度の地域を単位として、自治会だけでなく既存の地縁団体やNPOなどが連携し、地域課題を集約して解決していく仕組みを市民とともに構築します。また、各種団体が地域課題を解決するときの方向性やプランを地域主体で策定し、住民自らがまちづくりに取り組みます。

4．各主体の主な役割

【市民】

- ・安心・安全・快適な生活環境を守り、創りあげるのは、地域に住む市民が担っているという意識と互助・共助の意識を高め合います。
- ・自治会などの地縁団体に参画し、地域活動の活性化に取り組みます。

【自治会やNPOなど】

- ・地縁団体は地域内外のNPOなどとも協調・連携を図りながら、地域力を高め、地域の課題解決に取り組みます。

【事業者】

- ・地域を支える構成員として、またCSR（企業の社会的責任）の一環として、地域活動に参画・協働します。

【行政】

- ・地域コミュニティの再構築を重要課題とし、地域や行政の組織体制のあり方などを地域とともに研究し、地域コミュニティづくりに向けた施策を総合的に推進します。
- ・地域の課題を担当する部署の庁内連携を図るとともに、地域への予算配分制度の枠組みを構築するなど、住民自治の確立に向けた制度構築に取り組みます。

5 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
自治会など地縁団体への加入世帯割合	市 民 事業者 行 政	未	60%	70%
コミュニティセンターの利用者数	市 民 事業者 行 政	307,228 人 (2008 年度)	350,000 人	385,000 人
地域リーダー・コーディネーターの配置数	市 民 事業者 行 政	0 人	36 人	78 人
地域のまちづくりプランの策定数	市 民 事業者 行 政	0 件	4 件	13 件

【関連計画】

☐ 箕面市コミュニティ施設整備計画

5 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち

5-(2) 市民活動相互の連携を強化し、公共の担い手をこれまで以上に多様化・多元化します

1. 現状と課題

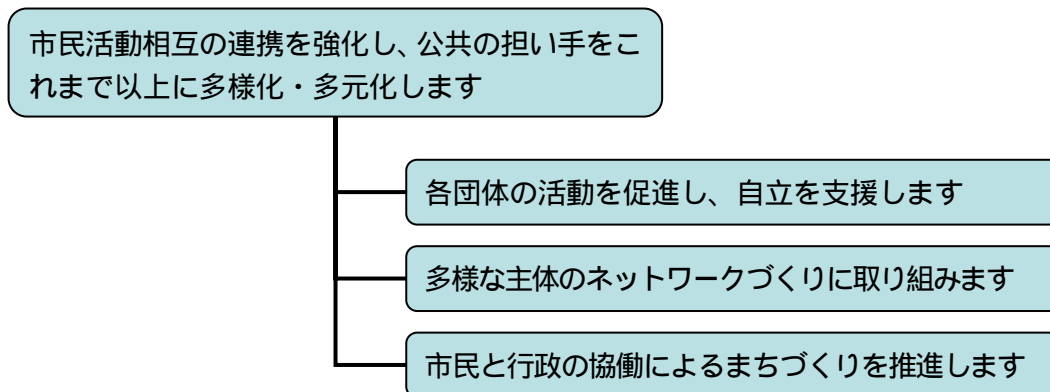
本市では、非営利公益市民活動促進条例（NPO条例）を1999年(平成11年)に制定し、多くのNPOやボランティア団体などの市民活動が公共サービスの分野で重要な役割を担っています。こうした草の根の公益的な市民活動は、地域に密着した活動ができるという強みがある反面、各団体の活動の発展性や専門性・組織力などの点においては課題も多く持ちあわせています。そこで、今後本市の市民活動を育成し発展させていくためには、これらの各団体が団体間のつながりを広げ、相互に協力関係を構築していくことにより、より多くの市民の参画を得て、地域社会を支える力をつけることが必要です。そして子どもたちから高齢者まであらゆる世代がさまざまな形で市民活動を支える「市民共助」の仕組みを根付かせていくことが大きな課題です。

また、市民活動団体が地域に密着し、地域コミュニティとのつながりを深めることにより、市民の多様なまちづくりの機会をつくることも必要です。

2. 基本方針

- ・市民が持つ知識・経験・技能などが生かされる環境を整えることで、多くの市民が市民活動団体などを通して、主体的に地域のまちづくりに参画します。
- ・中間支援組織を強化し、市民活動団体の自立化を促進するとともに、行政は、協働事業の洗い出しを行い、公共の役割分担を明確にします。
- ・市民活動団体のネットワークを形成し、活動のさらなる活性化をめざします。
- ・市民活動団体の行政への政策提案や参画の機会を整備します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

各団体の活動を促進し、自立を支援します

市民活動を活発化させる環境整備を進めます。また、みのお市民活動センターの機能を強化し、人的・財政的支援を行って団体の自立を促し、公共サービスの担い手を育成します。

多様な主体のネットワークづくりに取り組みます

出会いの場づくりや、情報発信・共有の機会提供を増やすことにより、人と人の地域でのつながりを生み、連携・協力が強まり社会的な課題に留まらず、地域間のさまざまな課題に対し、よりよい解決に向け自主的に取り組めるよう支援します。

市民と行政の協働によるまちづくりを推進します

意見交換会を開催するなど行政情報を積極的に提供し、企画提案型協働事業や市民活動団体への公募委託などにより、市民活動団体とともにまちづくりについて考え、行動します。

4 . 各主体の主な役割

【市民】

- ・ N P O やボランティア活動をはじめとする地域課題の解決に関心を持ち、活動に積極的に関わります。

【 N P O など】

- ・ N P O が担っている公共サービスの質と内容を充実していくため、事業遂行の専門的能力や情報収集・発進力、組織マネジメント力を高めます。
- ・ 協働に意欲的な団体を育成するとともに、活動分野を越えた N P O のネットワークを構築します。各団体の支援、新規活動の機会の拡大や情報の一元化・公開を進めます。
- ・ 地域コミュニティとの連携を進めます。

【市民・行政が協働】

- ・ 行政サービスのあり方を見直し、 N P O などへの委託・事業移管などを計画的に進めます。
- ・ さまざまな公共的課題について、コミュニティビジネス化など、地域での新たな取組手法も用いながら解決にあたります。
- ・ 協働事業の効果・効率を測る評価尺度の指標化など、客観的な視点から総合評価を行います。
- ・ 行政と市民活動団体とが相互の信頼関係を高めながら、地域社会における公共的課題の共有化を図ります。

【行政】

- ・ 市民活動団体を発展させるため、行政の関係部署が連携・協働して総合的な支援を行います。
- ・ 市民活動団体の市政への参画機会を拡大し、協働によるまちづくりを進めます。

5 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
N P O 条例登録団体数	市 民 事業者 行 政	109 団体 (2009 年 5 月現在)	120 団体	130 団体
市民活動センター相談件数 (ネットワーク関係)	市 民 事業者 行 政	184 件 (2007 年度)	190 件	200 件
N P O 協働事業数 (委託・指定管理)	市 民 事業者 行 政	19 団体 33 事業 (2007 年度)	45 事業	50 事業

【関連計画】

- みのお市民社会ビジョン 2 1
- N P O との協働に関するガイドライン

5 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち

5-(3) 行政は市民とともに無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します

1. 現状と課題

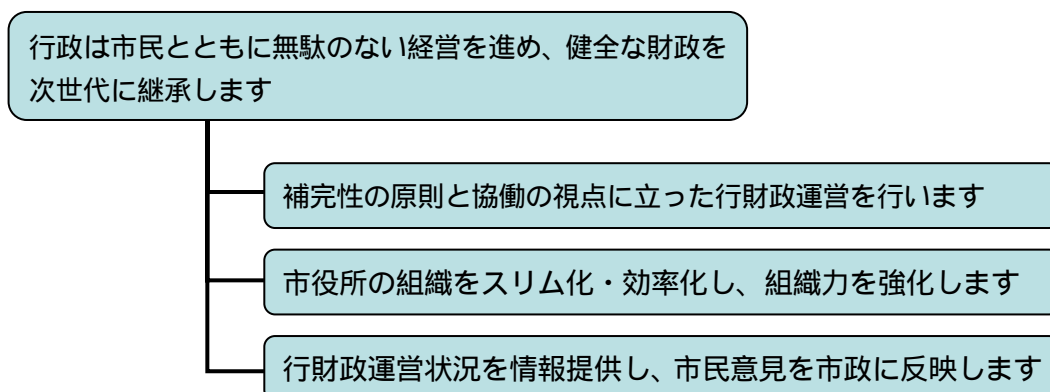
地方財政は、長引く景気低迷や社会保障関係経費の自然増などにより、深刻な状況が続いています。本市においても、三位一体の改革による税源移譲において、税収構造の特性から税収入などの一般財源が大幅に減少する中、2007年度（平成19年度）決算においては経常収支比率が100%を超えるなど極めて厳しい財政状況となっています。

このような財政危機の中、毎年度の財源不足を解消し基金に頼らない行財政運営を持続して行くためには、市税などの滞納対策の強化や市が所有する資産の利活用、広告事業などによって収入の増加を図るとともに、総花的な行財政運営ではなく、将来に向けた子育て、福祉、防災、公共交通整備などの重要施策に重点的に資源を配分するなど、効率的な自治体経営を行い、持続可能な魅力あるまちづくりの実現が大きな課題となっています。

2. 基本方針

- ・「自助・共助・公助」の役割分担（補完性の原則）を明確化し、市民、地域、事業者、行政が対等なパートナーシップ（協働の視点）に基づき公共サービスを共有・分担することにより、市役所業務を効率化し、組織をスリム化します。
- ・市職員の政策形成・実行能力の向上を図り、まちづくりのプロデュース力・コーディネート力を強化するとともに、市役所の組織力を強化します。
- ・行財政運営の状況が市民により理解されるように広報・周知し、行財政運営に対する市民の意見をより一層市政に反映します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

補完性の原則と協働の視点に立った行財政運営を行います

補完性の原則と協働の視点に立ち、市民、地域、事業者、行政が、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し、一体となって支えあい、合理的な行財政運営を行います。

また、自治会をはじめとする旧来からの地域自治組織に加え、NPO 法人やボランティア団体など市民自らが目的を持って活動する新たな地域コミュニティの活動が活発化する中、これまでのように行政のみが公共サービスの担い手と捉えるのではなく、地域や市民に委譲できる事業は委譲し、地域で活動するさまざまな団体と協働しながら、行財政運営を行います。

市役所の組織をスリム化・効率化し、組織力を強化します

行政だけが「公共」の担い手ではなく、豊かな地域社会の形成に向けて、市民や地域コミュニティが、公共的・公益的な役割を自主的かつ自律的に果たし、行政と市民・地域・事業者とが対等なパートナーシップに基づき公共サービスを共有・分担していく「新しい公共」をめざします。そのためにも、行政はあらゆるサービスを直接提供するという役割から転換し、市民・NPO・事業者などと協働する際のプロデューサー・コーディネーターとしての機能を充実させます。

また、効率的な行財政運営を行うために、行政内部はもちろんのこと、行政と市民の間のICT化を推進するとともに、専門家の助言を得てBPR（業務過程改善）を行い、組織をスリム化・効率化し、組織力を強化します。

行財政運営状況を情報提供し、市民意見を市政に反映します

行財政運営状況を積極的に広報周知するとともに、新たな施策・事業を構築・見直し・廃止などする場合は、必要に応じて市民へのアンケートや説明会の実施、パブリックコメントなど市民意見を把握するチャンネルを多様化し、市民ニーズをできる限り市政に反映します。

また、予算編成過程の「見える化」を推進し、予算・決算など財政情報を充実させ、市民に分かりやすく説明するとともに、施策・事業の必要性を検討し、優先順位化を図り予算編成を行います。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民は、「自助・共助・公助」の考え方に立ち、これまで行政が担ってきた役割であっても、市民ができることは市民が担います。
- ・市民は、地域コミュニティや行政と相互に補完し、協力し、一体となって地域におけるさまざまな生活課題の解決を図ります。

【自治会やNPOなど】

- ・自治会、NPO、地域ボランティア団体など地域のさまざまなコミュニティは、「自助・共助・公助」の考え方に立ち、これまで行政が担ってきた役割であっても、これらのコミュニティが担います。
- ・地域のさまざまなコミュニティは、市民や行政と相互に補完し、協力し、一体となって地域におけるさまざまな生活課題の解決を図ります。

【行政】

- ・行政は、「新しい公共」の役割分担の明確化を図り、個人の意思を尊重し、市民個人ができることや、各種コミュニティでできることは、それぞれの自助・共助に任せ、それぞれで解決不可能、あるいはその単位では非効率的なもののみ、行政が「公助」すべきであるとの考え方に立ち、効率的・効果的な行財政運営を行います。
- ・行政は、市民・地域・事業者との協働の視点に立ち、あらゆるサービスを直接提供するという役割から転換し、市民・NPO・事業者などと協働する際のプロデューサー・コーディネーターとしての機能を発揮します。

5. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (2015 年)	目標値 (2020 年)
経常収支比率(臨時財政対策債を除く経常収支比率)	市 民 事業者 行 政	104.8%	98.0%	95.0%
基金残高(普通会計ベースの積立基金残高)	市 民 事業者 行 政	142 億円	85 億円	110 億円
常勤職員定数 (各年 4 月 1 日現在値)	市 民 事業者 行 政	1,464 人	1,364 人	1,319 人
市政に市民の意向が反映されていると考える市民の割合	市 民 事業者 行 政	35.3%	40.0%	50.0%

第5章 地域別の特徴と今後の施策展開

第1節 北部地域

(1) 地域特性

北部地域の止々呂美地区には余野川が流れ、水田や、柚子・びわ・梅・栗などの果樹栽培を中心とした農地と旧集落など、のどかな里山の風景が残っています。一方、箕面森町は2007年度(平成19年度)から一部地区に入居が始まり、多世代共生・環境共生・地域共生をコンセプトとしたまちづくりが進んでいます。

人口は、他の地域に比べて少なく、止々呂美地区では人口減少と高齢化が進行しています。農業の後継者問題も深刻ですが、箕面森町では特定土地区画整理事業の進捗に伴って人口が増加しています。

これまで懸案であった交通は、箕面グリーンロードや市道止々呂美東西線などの開通により、飛躍的に利便性が高まっています。

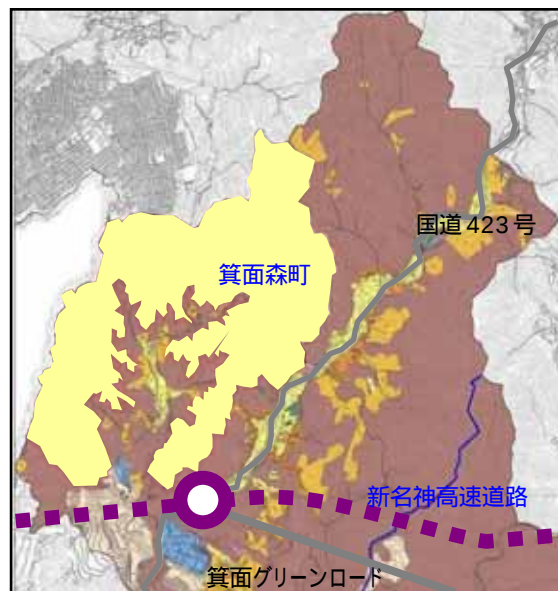
(2) 現状

北部地域は、旧集落と新しいまちが共存する地域へと変わりつつあります。箕面森町では、とどろみの森学園や認定こども園(保育所と幼稚園が一体化した施設・2011年(平成23年)4月開設予定)といった文教施設が整備され、若年層の入居が見込まれています。止々呂美地区では、旧止々呂美小中学校跡を地域交流及び地域活性化の拠点として活用することが検討されています。

また、2018年度(平成30年度)開通予定の新名神高速道路の(仮称)箕面I.C.が設置されると、箕面グリーンロードと結接され大阪中心部からのアクセスの良さからその周辺で、流通の利便性を生かした企業の立地需要が高まると想定されます。

(3) 施策の展開

- 交通の利便性の向上と、観光流入への期待も踏まえ、柚子、びわ、山椒など地元特産物の販路拡大や朝市などの農業振興策により、地域活性化を図ります。
- 現状は、箕面森町を除くと市街化調整区域となっていることから、豊かな自然環境の保全や交通基盤整備に十分に配慮したまちづくりを進めます。
- 箕面森町への若年層の入居に伴い、子どもの増加が想定されるため、子育て支援施策を進めます。
- 止々呂美地区と箕面森町の地域交流を促進し、新たなコミュニティの形成を図ります。
- 近隣市町との連携を進め、止々呂美地域の行政サービスの利便性を高めるための取組を進めます。



第2節 東部地域

(1) 地域特性

東部地域の粟生間谷地区では、勝尾寺川が東方向に流れ、旧集落とその周辺のまとった農地のほか、1970年(昭和45年)頃から主に民間企業や住宅・都市整備公団(現「都市再生機構」)が行った計画的な大規模住宅開発による市街地で構成されています。

国道171号沿道には郊外型店舗の立地が進み、商業・サービス施設が沿道に軒を連ねており、地域の南部にあたる小野原地区周辺には、土地区画整理事業などによる計画的な土地利用転換が進み、良好な住宅地が形成されつつあります。粟生間谷地区の丘陵部では、彩都の整備が進められ、既に人口の転入が進んでいます。

また、粟生間谷地区には大阪大学(箕面キャンパス)が、小野原地区には千里国際学園があって、外国人留学生なども多く居住し、東部地区の外国籍市民の比率は3.4%で、市全体の1.7%と比較して2倍となっています。

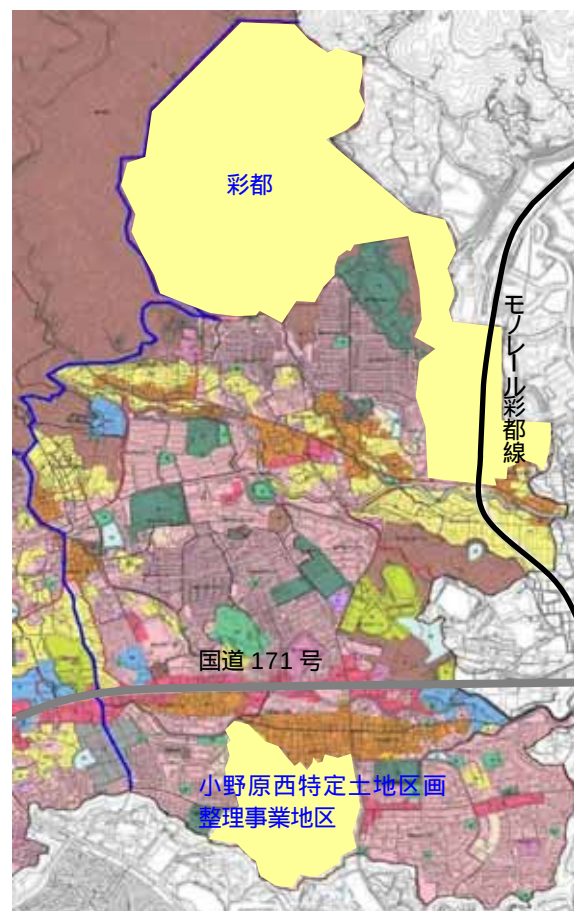
(2) 現状

東部地域は、近年、新たに住宅供給が進む彩都や小野原西地区を除くと、一時期の著しい人口増加はおさまり、横ばい、もしくは、減少傾向にあります。

今後、彩都や小野原西地区の新市街地で人口が増加し、生活サービス施設の立地が促進されるなど、東部地域の利便性の向上に寄与するとともに、彩都への人口集積が、モノレール沿線住民の生活サービスの向上に影響するなど、さらに沿線地域の住宅需要を喚起し、住宅供給が促進される可能性があります。

(3) 施策の展開

- 彩都や小野原西地区への若年層の入居に伴い、子どもの増加が想定されるため、教育や子育ての支援に努めます。
- 彩都やその周辺では、施設地区と住宅地区を適切にゾーニングすることにより、多様な都市機能と緑豊かな公園都市にふさわしいまちづくりを進めます。
- 東部地域には、大阪大学に通う留学生など外国人市民も多く居住しています。大阪大学などとの連携を強化して、多文化共生社会の実現に向けて、国際化施策を推進するとともに、若者同士のネットワークづくり、地域活動への参加による世代間交流など地域活性化施策を進めます。
- 彩都、小野原西地区及び既成市街地の新旧の地域コミュニティの活性化を図るため、生涯学習機能の充実、地域活動への参加を通しての三世代交流などを進めます。



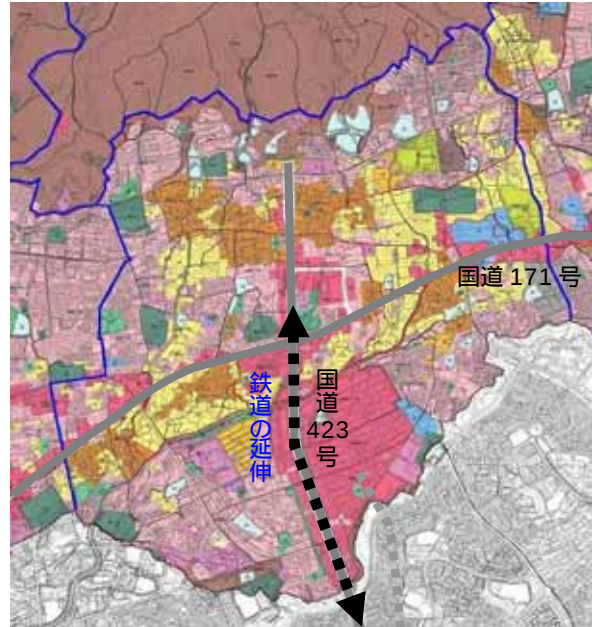
第3節 中部地域

(1) 地域特性

農地と旧集落から構成されていた中部地域は、東西の都市軸である国道 171 号と南北の都市軸である国道 423 号の整備とともに、大阪船場繊維卸商団地や、かやの中央を中心に市街化が急速に進行した地域であり、農地など田園的な土地利用と都市的な土地利用が存在する地域となっています。

また、地域の南部には、市立病院、豊能広域こども急病センター、総合保健福祉センター、医療保健センター、市立介護老人保健施設などがあって、全市的な保健・医療・福祉の拠点施設が集積しています。

農地を囲む周辺には旧集落や低層住宅地が形成されており、如意谷及び船場西地区では、中高層住宅地が形成され、外院地区では計画的に整備された住宅地が広がっています。



(2) 現状

中部地域は、本市市街地の中心部に位置し、将来の拠点となる可能性をもった地域です。この地域は、これまで本市の道路交通軸の結節点という地理的条件を生かし、箕面の新たな都市拠点として整備されたかやの中央を中心に、にぎわいと交流のまちづくりが進んでいます。

また、かやの中央を含む山すそに広がる住宅地やみどり豊かな農地を生かしたまちづくりが進んでいます。

(3) 施策の展開

- 環境負荷を軽減しながら大阪都心とのアクセス強化やまちの活性化などを図るため、鉄道の延伸に向けた取組を進めます。
- 鉄道の延伸にあわせて、かやの中央を拠点とした市内公共交通網の整備再編を進めます。
- 鉄道の延伸にあわせて、かやの中央を中心とした計画的な土地利用を推進するとともに、周辺部に残る市街化調整区域の農地や山麓の自然景観、古くからのまちなみとの調和に配慮した魅力ある都市景観を保全します。
- 地元関係者とともに船場地区の活性化を図り、鉄道の延伸にも対応できる新たなまちづくりを進めます。

第4節 西部地域

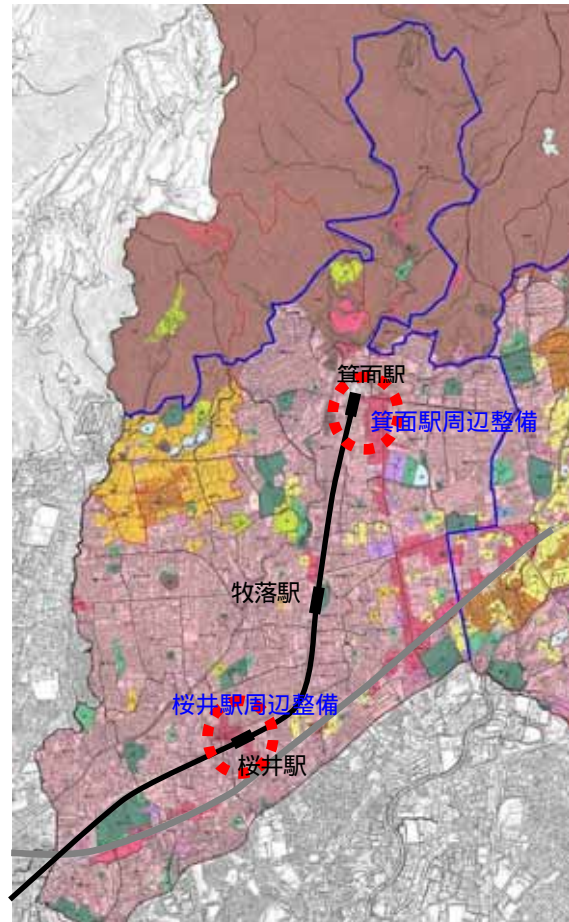
(1) 地域特性

西部地域は、箕面川が南西方向に流れ、それにほぼ並行して阪急電鉄箕面線が走っています。1910年(明治43年)に箕面有馬電気軌道(現在の阪急箕面線)が開通して以来、大阪近郊の住宅地として早くから良好な住宅地造成により市街化が進んできました。また1922年(大正11年)に桜ヶ丘地区で開かれた「住宅改造博覧会」当時の^{しょうしゅう}瀟洒な洋館スタイルの家並みが今も受け継がれ、周囲の住宅地と良好なまちなみ景観を形成しています。

一方、箕面駅から瀧安寺、箕面大滝にかけての府営箕面公園一帯は、古くから観光地として著名で、多くの来訪者があります。

また、箕面駅周辺は、商業地として高度利用されるとともに、文化・行政施設などが集積していることから、生活文化の拠点にもなっています。

地域の大部分が既成市街地となっており、落ち着いたまちなみを形成し、まちの更新期を迎えつつあります。



(2) 現状

西部地域は、早くから住宅地として良好なまちなみが整備された一方で、今後、建て替えなどの土地利用更新時には、敷地の細分化など従来築かれてきた良好なまちなみの変化が予想されることから、これらの良好なまちなみ形成を維持し、さらに向上させる取組が必要です。

(3) 施策の展開

- 箕面駅や桜井駅周辺整備については、中心市街地にふさわしいまちなみの形成や交通結節点にふさわしい環境整備を図るとともに、地域商業の活性化を図り、西部地域の利便性の向上を図ります。
- 子育て支援策の強化などにより、新たな人口(特に若年層)の流入を促進します。
- 既成市街地のコミュニティを活性化させ、新たな市民活動団体の融合を図り、まちの賑わいを生み出すことで地域を活性化させ、住みよい良好な住宅環境を整えます。
- 滝道を中心とする箕面公園一帯については、多くの観光資源を活用しながら、さらなる来訪者の増加をめざすとともに、来訪者を箕面駅周辺のまち中にも誘導し、まちのにぎわいを創出する取組を進めます。

第5節 中央山間地域

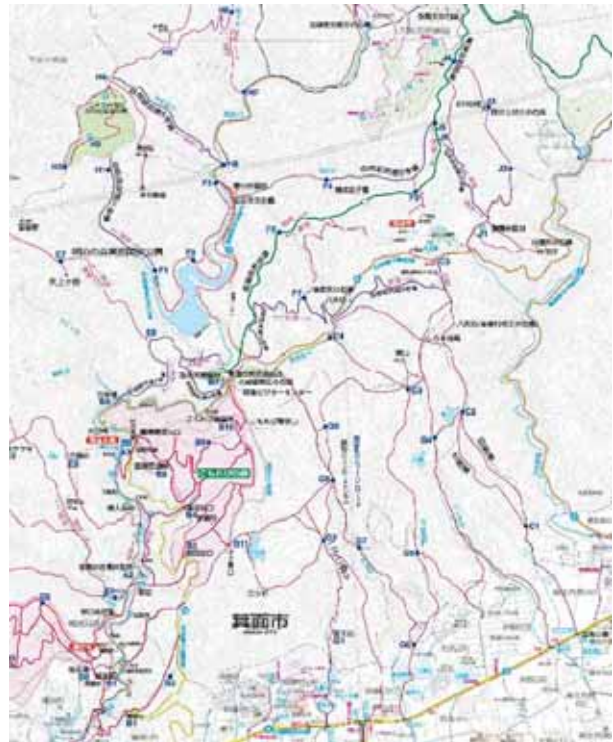
(1) 地域特性

中央山間地域は、本市の約60%を占める広大な山間・山麓部であり、大部分が近郊緑地保全区域に指定されているほか、豊かな森林は水源の涵養と災害の防止などの機能もあわせ持っています。天然記念物に指定された箕面山サル生息地をはじめ、多くの動植物が生息する豊かな自然環境が残されているなど箕面山の自然と、滝や溪谷の創りだす見事な景観は文化財としても大変貴重で、1956年（昭和31年）には文化財保護法に基づき、国から「名勝」の指定を受けています。また、明治の森箕面国定公園の「政の茶屋」は、東京都八王子市にある明治の森高尾国定公園まで続く東海自然歩道（全長1,697km）の起点となっているほか、自然研究路や「かちおじ道」として知られる勝尾寺への旧参道なども、多くのハイカーらで賑わいます。こうした四季を通じた自然や史跡を楽しめるレクリエーションの場としても貴重な地域です。

さらに、市街地から眺めることのできる山麓部は、四季折々の表情を見せ、緑豊かな都市イメージを創出する貴重なシンボルとなっています。

(2) 現状

2002年（平成14年）に山麓保全アクションプログラムが策定され、山林所有者・市民・行政の三者協働で自然環境の保全に取り組んできました。一方で、ごみや車両などの不法投棄対策の強化や、自然環境の保全意識の高揚が求められます。自然環境とのバランスを保ちながら、恵まれた自然を生かした観光の活性化が課題となっています。



(3) 施策の展開

- 豊かな自然環境を守り育てるため、山林所有者・市民・NPO・事業者と連携し、自然と親しみながら参加型の保全活動を行うなど、山麓保全アクションプログラムを推進します。一方で、国や府との連携を一層深めて、環境、農林、防災面などから山間・山麓保全を進めます。
- 緑豊かな山麓を守り、育て、生かすために、市街地から見える山麓部の保全活動に対し「みのお山麓保全ファンド」による資金応援を継続していきます。
- 豊かな自然と貴重な文化財を生かした新たな観光ルートの開発など、観光の振興を事業者とともに進めます。
- 生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた人との共生を図る観点から、生活環境保全や憩い学びの場を提供するため、森林施策を推進します。

用語解説集（五十音順）

用語	意味
ICT	< information and communication technology > 情報通信技術。 日本ではITの方が普及しているが、国際的にはICTが広く使われているため、日本でも総務省がIT政策大綱をICT政策大綱に変更するなど、定着しつつある。
NPO	< non-profit organization > 民間の非営利組織。 本市では、いわゆるNPO条例により非営利公益市民活動団体と呼ぶ。
エンパワーメント	何か目前に課題がある場合に、自身が置かれた状況に気付き、問題点を自覚し、自身の生活の調整と改善を図る力を付けること。
環境共生	人と自然環境の持続的共生のこと。キーワードは、環境保全、省エネ、循環型、脱二酸化炭素など。
環境形成帯	山間・山麓部などの緑地のうち近郊緑地保全区域や明治の森箕面国定公園と市街地の間に位置する山麓部の緑地（樹林地）。本市の良好な都市イメージを形づくる大切な要素となっており、特に、季節ごとに表情を変える四季折々の彩り豊かな山なみ景観は、箕面らしさを醸し出す最も重要な資源となっている。
協働	それぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。
里山	人里近くにある、生活に結びついた山。
参画	事業・政策などの計画に立案段階から加わり、協働すること。
三位一体改革	2006年(平成18年)6月の経済財政諮問会議での小泉総理の言葉。 国庫補助金、地方交付税、税源移譲の3点を同時に改革するという国の財政改革の一つ。
CSR	< corporate social responsibility > 企業の社会的責任。 企業は利益の向上だけでなく、自らの活動が地球環境や社会に負荷をかけていないか、配慮する責任がある。
ジェンダー	社会的、文化的に形成される男女の差異。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもので、生物学上の雌雄を示すセックスと区別される。
指定管理者制度	地方公共団体が設置した公の施設を民間事業者などを指定して管理運営させる制度。
小中一貫教育	小中学校9年間を一体的なものととらえ、子どもの連続した成長を見すえた教育活動を計画的かつ継続的に一貫して展開する教育。本市では、施設一致型と校区連携型で実施。
新市街地	近年大規模開発によって形成された市街地。本計画では、彩都・箕面森町・小野原西地区をいう。
森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採などの一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

用語	意味
3 R	Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）の頭文字を取ったもので、「スリーアール」または「さんアール」と読む。資源の有効利用と地球環境の保全へと舵を切り循環型社会をめざすためのキーワードとなっている。
政策・施策	政策は、施政上の方針。施策は、政策に基づいて実地に採る策。施策のもとに個別の事業を配置している。
セーフティネット	網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一種である。
S N S	<social networking service> <social networking site> パソコンや携帯電話を利用してサイト内の日記や電子掲示板を利用したり、行政情報、地域情報などを入手したりすることができる地域向けの交流・情報提供サービス。
ゾーニング	区分すること。特に、都市計画などで、各地域を用途別に区画すること。
タッキー816	地域に密着した情報を提供するためのFMラジオ放送で、1995年（平成7年）に本市が中心となって設立した「みのおコミュニティ放送株式会社」が経営する放送局「みのおエフエム」のこと。市民から愛称を募集し、箕面の滝と猿をもじったタッキーに周波数81.6MHzをあわせたタッキー816が愛称となった。
多文化共生社会	他の民族・文化の相互承認と共存が可能となっている社会。
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。
地縁団体	一定の区域内に住所を有する、つながり（地縁）に基づいて組織された団体で、その区域内の住民間の連絡調整、生活環境の維持整備、社会福祉、集会施設の管理などの地域的な共同活動を行っている団体で、その代表的なものが自治会。
超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。また、65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼ばれる。
ノーマライゼーション	国連「国際障害者年行動計画」において示された考え方。「障害者など社会的に不利を負いやすい人々を排除するような社会は、弱くもろい社会であり、多様な人々が存在し互いに支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、あたりまえの社会である」という意。
バイオマス	「再生可能な、生物由来の資源で、石油・石炭などの化石資源を除いたもの」である。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、水と二酸化炭素から、生物が生成した資源であり、私たちのライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り再生可能な資源である。
P F I	<private finance initiative> 社会資本整備の民間事業化。国や地方公共団体が行ってきた公共施設などの整備を官民が役割分担をして民間の資金や能力、ノウハウを活用することにより効率的に行おうとする考え方。

用語	意味
ヒートアイランド	都市部では、建物や自動車の排熱、アスファルトの放熱などが郊外に比べて多く、気温が高くなる。こうした地域で、気温の等高線(等温線)を描くと、高温部が島のように都市部を取り巻くように現れることからヒートアイランド現象という。都市高温化ともいう。
B P R	<business process re-engineering> 業務内容や業務の流れ、組織構造を分析し、最適化すること。
病病連携・病診連携・診診連携	地域の医療機関(病院、診療所・医院)が、多様な疾患の医療を単独で提供するのではなく、お互いに協力し、各医療機関の役割や専門性に基づいた連携を図ることで、地域住民が安心できる医療を提供していこうというもの。
補完性の原則	身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それもできない問題は行政が解決するという自助・共助・公助の役割分担のこと。
まちづくり	道路や公園などのハード(物的)面に限らず、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など、ソフト面でのひとづくりや仕組みづくりを含めた活動をいう。
みどり	山間山麓部の山林、まちなかの樹林・樹木・草地、公園、農地などの草花や樹木などの植物としての緑だけでなく、これらと一体となった水辺やオープンスペース、さらには、そこでの市民活動やかかわっている人々も含む幅広い概念を意味する。(「箕面市みどりの基本計画」参照) 「まちづくり」を土木・建設や規制などのハード面だけでなく、人々の自覚的な取組やコミュニティづくりなどを含めた概念としてひらがなで表現するのと同様の考え方。
ライフサイエンス	生命を取り巻く関連諸科学の総称であり、主に自然科学領域を指す事が多い。このことから、自然科学の代名詞とも言える物質科学と対を成した学問領域と考えられることもある。
ライフステージ	人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階。家族については、新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期などに分けられる。
リカレント教育	主に学校教育を終えた後の社会人を対象とした大学などの教育機関を利用した教育のことを指す。生涯教育を受けてさらに発展した概念であり、職業能力向上に役立つより高度な知識や技術、生活上の教養や豊かさのために必要な教育を生涯に渡って繰り返し学習することを意味する。